内 裏 造 営 関 係 基 礎 史 料 集

「「中井家文書」の建築指図と帳簿類の総合研究」二〇二三年度東京大学史料編纂所一般共同研究

目次

『艮隅御築地御取広幷花御殿御模様替御用掛雑記』翻刻	「慶応元年従十一月艮隅御取広御用帳」翻刻	「御造営御用承知帳」翻刻
44	32	1

例 言

簿の読解・検討を進めてきた。 本書は、東京大学史料編纂所二○二三年度一般共同研究「「中井家文書」ので建築指図と帳簿類の総合研究」(代表・海野聡)とも協業しつつ、建築指図や帳の解明(二二H○○二三一)」(代表・海野聡)とも協業に関わる。また両共同研究は、宮内庁書陵部所蔵「京都御所造営関係文書」(江戸時代の京都大工頭中井家で作成された資料群「中井家文書」が多くを占める)のうち、京都大工頭中井家で作成された資料群「中井家文書」が多くを占める)のうち、京都大工頭中井家で作成された資料群「中井家文書」が多くを占める)のうち、京都大工頭中井家で作成された資料群「中井家文書」が多くを占める)のうち、京都大三田ででは、東京大学史料編纂所二○二三年度一般共同研究「「中井家文書」の本書は、東京大学史料編纂所二○二三年度一般共同研究「「中井家文書」の本書は、東京大学史料編纂所二○二三年度一般共同研究「「中井家文書」の本書は、東京大学史料編纂所二○二三年度

大『京都御所』(彰国社、一九五六年)にも使用されているものであるが、全 大『京都ので、今回の翻刻には大きな意義があろう。

門職員)の協力を得た。で調整した。原稿作成に当たっては、糸賀優理氏(東京大学史料編纂所学術専氏(東京大学大学院工学系研究科・博士課程)が作成した原稿を、新井の責任氏(東京大学大学院工学系研究科・博士課程)が作成した原稿を、新井の責任

哈解題

- ある。 号五一五―二、全二一点)のうちで、寛政度の内裏造営に関わる記録。 文閣出版、二〇二二年)も参照されたい。 史料の検討―承知帳・伺帳を中心に―」(『禁裏・公家文庫研究』第八輯、 れている。なお本史料の性格については、新井重行「寛政度内裏造営に関する れている。また詫間直樹編『京都御所造営録-御用掛による作成とみられ、 行衆と御指図御用掛との間で、頻繁にやり取りされる帳簿であることが指摘さ (五)』(中央公論美術出版、 ①「御造営御用承知帳」は、 藤岡通夫『京都御所』 記録期間は寛政元年(一七八九)三月~十二月で 二〇一〇~二〇一五年)においては、 図書寮文庫所蔵『造内裏並遷幸一会』 (前掲) では寛政度の「資料Q」として紹介さ 一造内裏御指図御用記(一)~ 修理職奉 (函架番 御指図 思
- 掛の記録。記録期間は慶応元年(一八六五)十一月~同三年四月である。 うちであり、慶応元年より内裏東北隅を拡張した造営事業に関する御普請御用 ②と比較して、 うまく通らず、 と記事に出入りがあり、 年十二月であり、②・③は内容的に重複するところが多いが、相互に比較する 七十八枚綴」であることなどが記される。記録期間は、慶応元年十一月~同二 の情報とともに、これが御普請御用掛梅溪通善の手記で、原本は「表紙共半紙 と同一の造営事業にかかる記録である。表紙見返しには、原本所蔵者や採取者 通夫『京都御所』(前掲) **⊞** 3 ②「慶応元年従十一月艮隅御取広御用帳」も前掲の『造内裏並遷幸一会』 『艮隅御築地御取広幷花御殿御模様替御用掛雑記』 は、 宮内公文書館の所蔵にかかる謄写本(臨時帝室編集局作成)で、② 謄写の誤りかと疑われるところもあるので注意されたい。 人名などに最低限の校訂注を付した。 お互いに相補う関係にある。 では、安政度の「資料T」として紹介されている。 なお本史料には、 (識別番号三四三三六、 0)

御造営御用承知帳」 翻刻

[凡例]

本稿は「御造営御用承知帳」 内裏並遷幸一会』、函架番号五一五一二、全二一点のうち)を翻 (宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵『造

刻するものである。

翻刻は通行の方針に倣う。

改行は底本のままとする。

文字は通行の字体に改め、読点および並列点を加える。

改丁の箇所には」を付し、丁数を示す。

翻

刻

(表紙)

「寛政元年酉三月

御造営御用 承知帳

(二〇二四年五月補訂)

、妻戸図

右被出、 六葉金物定木絵之処絵

可上事、

金物数四ツ、

弐枚

右写可上事、

以上、

酉三月朔日

春日若宮神主祐定記抜書 一枚

右被出、簾・帽額色目可相糺事、

南殿御屋根葺合隅ニ而段を付候而

形可保事、

雛形軒出丈尺付被出

尤隅之処垂木包候積り之事、

但隅木ハ不及包事、

右之通被仰渡承知仕候、明日差上可申候、 以上、

三月二日

祐定記書抜簾之形、南都職方之者

今一応可相糺旨被仰渡承知仕候、以上、

此軒口へ陳軒廊等之棟入候哉否之事、

(2 オ)

(本文)

壱枚

尤金物木形之通、

本紙添、

、引手釘隠金物絵

右之通被仰渡承知仕候、 明日差上可申候、

(1オ)

」 (1 ウ)

三月四日

紫宸殿

壱

岡田権太夫

市野伴之進 土山淡路守 勢多大判事

高嶋監物 松宮主水

軒高サ弐丈弐尺三寸、外二壇上壱尺八寸

加へ、惣軒高地ゟ弐丈四尺壱寸ニ相成申侯、

右之通被仰渡承知仕候、木子播磨江相糺、 明日

可申上候、 以上、

三月七日	右之通被仰渡承知仕候、猶相糺可申上候、	南柱間何尺何寸と申儀、書付可上候事、	左右同断、惣廻廊柱間同断、下侍	日・月華門南北柱間何寸、承明門	中墨迄何尺、	宜陽殿南作合間数柱中墨ゟ	一、廻廊	三月七日	右之通被仰渡承知仕候、	外二小絵図壱枚、	但六枚之板巾も書付可上事、	形可申上事、	板ならへ候得共、板幅何寸ニ相成候哉、以雛	一、南殿簣子幅六尺之所に明三分引十四枚	三月五日	右之趣被仰渡承知仕候、	出候事、	一、春日社当時調進簾仕様、絵形ニて可差	三月五日	形来八日夕方差上可申候、	御渡被成、右雛形差上候樣被仰渡承知仕候、右雛	一、紫宸殿御屋根古製御敷図壱枚・御書付共	三月五日	右之通被仰渡承知仕候、相糺可申上候、	如何之処ヲ申候哉之事、	一、縋破風是迄之紫宸殿ニ有之候哉、縋破風トハ	三月四日
						(3ウ)									」 (3才)								(2 ウ)				
三月七日	可申上候、	右之通被仰渡承知仕候、猶職方江申付、跡ゟ	書写可申上不相成筋ニ候ハヽ、其趣可申上事、	之事、簾師ゟ 宮江御届申入相成筋ニ候ハヽ、	一、春日若宮神主祐定記抜書之簾帽額色目	三月七日	右之通被仰渡承知仕候、	出、軒廊入候而樋掛り候哉之事、	一、紫宸殿御屋根軒出、南之庭ニ東西北同様ニ	三月七日	右之通被仰渡承知仕候、	早々可上候事、	一、御敷図御下ケ被遣候間、御用之節ハ	出来次第可上候事、	置候処、いまた壱枚も出来不申哉、壱枚ニ而も	一、紫・清両殿図八枚、先達而日野殿被仰付	右之通被仰渡承知仕候、	三月七日	右以図可申上事、	一、壁留り笠木之事、	一、脇障子事、	右之通被仰渡承知仕候、相糺可申上候、	三月七日	事故、右を除候て茂差支無之哉否之事、	之旨ニ候得共、樋之下り置土等も有之	否之事、先達而相糺候処、差支無	一、紫宸殿軒口卜左近陣座東軒廊棟入候哉
」 (6才)						」 (5ウ)						」 (5才)								」 (4 ウ)							(4才)

屋根午にいたし、南面軒之出」(8才)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	并図面一文、則写取亙上士侯、 一、各一右之通被仰渡承知仕候、別紙弐通	何之通御治定被仰出候事、	右一紙、 一、竹、 (○約) 以	右之通被仰渡承知仕候、	一、紫宸殿御屋根葺合ニいたし、角木簀子之角ニアテ、 被記	一、大台図 一枚 」(6ウ) 右之] 一、妻戸図幷古図四枚、 一枚 上事、 上事、 た。 上事、 上事、 た。 上事、 一次 た。 上事、 た。 た。 た。 た。 た。 大力・ た。 大力・ た。 大力・ た。 <tr< th=""></tr<>
・棹縁天井・平縁天	、 各天井図	右之通被仰渡承知仕候、絵巻物落手仕候、明後右之通可引改事、	(〇約三行分、空) 弐枚 三月十一日 三月十一日	右之通被仰渡承知仕候、 被仰渡、 とも不残差上候様 と草図等茂有之候ハヽ、是も不残差上候様	被仰渡、衛壓根之儀二付、御画巻物、木子播磨江拝見、御敷図共御見合二相成候間、不残差上候様、被仰付、則申聞、直二返上仕候、	右之通被仰渡承知仕候、来十五日ニ差上可申候、北雛形大サ東西ニ尺計ニいたし可上事、東西桁計ニ而、舟肘木可入事、東西桁計ニ而、舟肘木可入事、東西桁計ニ而、舟肘木可入事、
J (1		J (1				
(10ウ)		(10才)	(9 ウ)	(9 才)		(8 ウ

世鏡天井之図者、相除可申旨被仰渡、 三月十四日 三月十四日 一、清涼殿御間内鴨居下ゟ御建図 一、清涼殿御間内鴨居下ゟ御建図 一、清涼殿御間内鴨居下ゟ御建図 一、清涼殿御間内鴨居下ゟ御建図 一、清涼殿御間内鴨居下ゟ御建図 一、清涼殿御間内鴨居下ゟ御建図 一、清涼殿御間内鴨居下ゟ御建図 一、清涼殿御間内鴨居下ゟ御建図 一、清涼殿御間内鴨居下ゟ御建図 一、紫宸殿御雛形幷清涼殿御絵図寄割之儀、被仰渡承知仕候、来ル廿二日差上可申候、 三月十五日	」 (112 ウ (12才) ウ	二
為引候様被仰渡承知仕候、一、天井図「弐枚、」右上野差上候図面ヲ以、		
三月十四日差上可申候、		右木子播磨糺之儀被仰付候間、得与一、武家ゟ伺候清涼殿図 三枚
引分而差上候様被仰渡承知仕候、明後十六日右擬宝珠ヲ竹節ニ相改、太サ寸法之通	」(11才)	三月十二日哉、木子播磨江相糺候様被仰渡承知仕候、
一、竹台笠木之上三月十四日		右先達而上野掾ゟ差出候、是ニ相違無之候一、格天井折上小組図を枚
右之通被仰渡承知仕候、以上、		

	新御絵図・宝永御絵図御出落手仕候、		同南面アケハナシ、桁ヲ高ク上へアグヘシ、
	右之通被仰渡承知仕候、明日中出来、明後朝可上		入レテ柱ヲタツ、ヵサ、尤アケハナシリ、
	引候事、		垂木桁ノ下ニ船肘木ヲ
	一、内侍所此度図引可上、是迄与此度与相分候様		弘廂 東面長押ヲトルベシ、
」(19才)	三月廿二日	」(17才)	三月廿日
	廿八日差上可申候、		右之通被仰渡承知仕候、来廿五日差上可申候、
	右之通被仰渡、建図御出シ落手承知仕候、来ル		尤書付なし、
	三月廿二日		カケ金ナシ、二通四枚、引候而可上事、
	等追而可被出事、		一、腋戸之図
	早ク改候而可上、殿上之処も可作、尚寸法	」(16ウ)	大形御治定、小之形大之通ニ引改可上事、
	右之通起図可改、尤草稿ニ被仰付候間、		一、竹台之図 弐枚
」(18ウ)	一、石灰壇チリツホアルベシ、寸法追而可書付也、		三月十八日
	半長押アルベシ、		調進可仕旨、土佐守則御請申上候、
	一、唐戸ミナ二重長押ニ造り可改、尤下ニ		右之通被仰渡承知仕候、明後廿日午剋
	但床高サ弘庇同断、		認可上事、
	一、北廂ハ弘廂ノコトク上長押・下長押も低アルベシ、		相認可申、御手本ニ相成候間、麁末無之様
	一、西廂東西行ノ下長押、母屋ト同シカルベシ、	」(16才)	尤金銀泥引無之絵様ハ、何ニ而も大和絵
」(18才)	西面計ヲヒキク可造也、		郡青引等手本絵様相認可上事、
	西廂 東西行長押高サ母屋ノゴトシ、		清涼殿・小御所・常御殿御襖紺青引・
	上長押アリ、其ウへ壁オコシ図スベシ、		一 土佐土左守
	母屋東面五間		三月十七日
	可改、		可申候、
	障子・御手水間ノ布障子等ノ図モ		御本紙明日返上、写図出来次第明日差上
	但荒海障子ノコトク、朝餉間ノ布	」(15ウ)	一、右図面写図弐枚差上候様被仰渡承知仕候、
」(17ウ)	ベシ、上長押ノウヘカへ、		従跡可申上候、
	押ニツケテ鴨居ヲワタシ、カケザイアル		右之通被仰渡落手承知仕候、木子播磨相糺日数
	同 北面荒海障子ノウヘノ鳥井ナシ、上長		出事、
シナリ、	其寸法ハ格好ヨキ程ニスヘシ、桁ノ上モアケハナシナリ、		書面壱通被出候間、木子播磨相糺之上返答書可

見合、相違之処可申上事、 一、武辺ゟ相伺候図一枚被出、高低元御殿と 「廿八日」御答可申上候、 三月廿六日 三月廿六日 三月廿六日 三月廿六日	且元紫宸殿同所高低相糺可申上事、「猶相糺明後」「強相糺明後」「のと無が、本子相糺可申上事、「のと無が、本子相糺可申上事、「のと無が、本子相糺可申上事、」、紫宸殿内室棟木迄高サ、母屋側柱之	三月廿六日とは、本子可相糺事、一、武辺ゟ相伺候床高低、清涼殿御床高サを一、武辺ゟ相伺候床高低、清涼殿御床高サを一が、正月廿五日」	右之通被仰渡承知仕候、猶木子播磨へ 「武辺が相伺候紫宸起図被出、図之通 「武辺が相伺候紫宸起図被出、図之通 可上事、 申上事、	御差支無之可相成儀候哉、木子播磨相糺可絶破風程之丈尺ニ而日隠被立候而も、何之一、武辺ゟ相伺候起図被出、東西縋破風被止候而、三月廿三日
」(21才)	」(20ウ)	」(20才)		」(19ウ)
来月三日差上可申候、 で、来月六日夕方差上可申、竹節之木形で、来月六日夕方差上可申、竹節之木形で、清涼殿板ニ而造り候れたし可上事、	一、竹之節図 壱枚 一、清涼殿 一宇 三月廿八日	右之通被仰渡承知仕候、 一、部ノウラ、如表フチサントモ黒ヌリ、 一、三所布障子へリナシニ可改、 一、三所布障子へリナシニ可改、 一、北廂ハ母屋ヨリ板敷六寸ヒクシ、如弘廂	母屋ト同事、西面計長押ヒクカルベシ、一、部ノ処長押計ニテ鋪居ナシ、母屋上東廂トー、母屋五間東西長押ナシ、母屋上東廂トー、部ノ処長押計ニテ鋪居ナシ、	三月廿六日可申候、石之通被仰渡承知仕候、猶出来次第差上右之通被仰渡承知仕候、猶出来次第差上
	」(23 大)	」(22ウ)	」(22大)	」(21ウ)

御好之通写改可上旨承知仕候、	、清涼殿前御溝幷石橋等之図壱枚御出、	四月朔日	出来可上旨被仰渡承知仕候、」	右御渡、写取明日返上可仕幷右竹節木形ニ而	「竹之節図 壱枚	写取候様被仰渡承知仕候、	、榎本社廻廊竹之節図御出シ被成、明日迄	三月廿九日 」 (24ウ)	差上ケ候節、返上可仕候、	右御手本御出落手仕候、清涼殿建起図	但長橋所者引二不及、	「一、殿上之図 - 壱枚	次,真、挿入符にヨリニに「寝に多かい」 三月廿九日	節一緒二差上可申候、	右之通被仰渡承知仕候、清涼殿之図差上候 」(24才)	右御好之通可改事、	、下戸図 同	一、右青瑣門図 同 」	一、無名門図 同	一、上ノ戸図 同	「一、殿上小蔀図 一枚 (Callaft / Links) 三月廿九日	差上ケ可申候、御本紙落手仕候、	図写弐枚被仰付内、壱枚者明朔日	、武辺ゟ伺有之候御殿向床高寸尺書	、(○挿入符アリ、二四丁裏ヲ参照) 」 (23ウ)	三月廿九日
一、対屋門	一、唐御門	一、日之御門	一、南御門	四月五日	可申旨被仰渡、落手承知仕候、	段違猶又相糺可申、対屋向も承糺	壱枚幷木口図添御出、別ニ御書付之通	一、御殿向床高段違武辺ゟ相伺候絵図	四月四日	被仰渡承知仕候、	一、紫宸殿階隠柱八寸八分之雛形可上旨	可申上旨落手承知仕候、	右御書付添御出、木子播磨江申渡	一、承明門石段之図 壱枚	四月四日	右御返被出、落手仕候、	絵図面袋入 拾枚	一、御敷地外御造立个所	四月二日	右御返シ被出、落手仕候、	町口木戸門一、下立売口御門共幷番人居所絵図で枚	所正京口即門 一、六口惣御門幷番人居所絵図 壱枚	四月二日	建起図拝見被仰付承知仕候、	一、紫宸殿御屋根幷階隠御屋根等御治定之	四月二日
		」(27大)							」(26ウ)						」(26才)						」(25ウ)					」(25才)

	紙形起図御急ニて、名無之御間、勝手拵	板敷ヨリ上三尺許ニ
	一、清涼殿 一字	一、棹間ノ棹
」(31才)	四月八日	無名・青瑣ノ門ノ冠木・長押等ヲサグベシ、
	可申候、	右之通ナレハ、是ニ准シテ、
	右之通被仰渡承知仕候、出来次第差上	サグヘシ、
	右清書可上事、	小蔀ノ高サ本図ト同事ニシテ、上ノ冠木ヲ
	一、下戸 壱枚	是ヲ五尺九寸ニ可改、
	一、上戸 壱枚	六尺一寸、
	」(28ウ) 一 無名門 図 壱枚	一、殿上之戸
」(30ウ)	四月八日	上長押ニ准シテ可作、
	図之儀申遣、差越次第相改差上可申候、	一、西面掖戸、西廂西ツラノ
	右之通被仰渡承知仕候、中井藤三郎方江御敷	可作、此図ノ体ヒクシ、
	有形相違所墨ニて下ケ札いたし可上事、	一、殿上北ノ下長押如母屋高ク
	被出候間、中井元御殿御敷図三方見合、御	ヒキク可作、
	一、武家ゟ伺候天井付幷元御殿御敷図等	一、西廂西ツラヵ間、上長押五寸
」(30大)	」(28才) 四月八日	ヒキク可作、
	直二差上ケ申候、	一、東廂東ツラヵ間、上長押五寸
	右図面御渡承知仕、則引改、出来	四月六日
	一、清涼殿丈尺軒口迄之図引改之事、	可申旨承知仕候、
	四月七日	右書付御渡、右裏甲之様子、播磨江相糺
」(29ウ)	四ツ時迄ニ差上可申候、	書面掛合之後相伺候、
	右御出被成、引改差上候様被仰渡承知仕候、明日	酉四月
	」(27ウ) 殿上上之戸之図 壱枚	此段御懸合申候事、
	一、右青瑣門等之図 壱枚	此度木口裏甲仕候而者如何可有御座候哉、
	四月七日	木取方茂仕能御座候間、前書御門々
	明日四ツ時迄差上可申候、	甲ゟ者御怺様御見付等茂宜之上、御材木
	右御書付御渡、落手承知仕候、播磨相申渡、	御座候得共、木口裏甲ニ仕候得者、別而布裏
」(29才)	ワタスベシ、	右御門屋根裏甲回禄以前者布裏甲二

		可申候、土佐土佐守へも申達、差越次第差上可申付候、土佐土佐守へも申達、差越次第差上右之通被仰渡承知仕候、木子播磨へも無油断土佐守江相尋名前書付可上事、		仏出候てハ〆り悪敷差支候別有来御構之中有	之候間、今度御構外江出候てハ〆り悪、内侍所東方雑蔵二个所有来御構之中有四月九日
(35大)	_	一、仙洞御所御上旨可申付	」(33才)		四月八日 四月八日
		1441月日十長44、一、出聞の本子には「日本のでは、一、出聞のでは、一、出聞のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、「日本のでは、		尤御差急ニ而ハ無之旨、	ち三く ロ上き、 右図御渡シ、写被仰渡、 都合弐拾九枚、
		四月九日可申候、一日本之通被仰渡承知仕候、出来次第差上		壱 壱 壱 枚 枚	承明門中属図南廊南ノ戸図ー共間之門ノ図
(34ウ)	<u>_</u>		」(32ウ)	壱 壱 壱 枚 枚	和徳門ノ図を表来られた。門ノ図を変・左腋・門ノ図を変・左腋・門ノ図を変をがある。のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、
」(34才)	<u>_</u>	一、湯殿板間之一、八帖間乾隅一、茶所南廻り一、中ノ間十八	」(32木)	邑 七 六 八 枚 枚 枚	日・月華門ノ図紫宸殿之分ノ図紫宸殿之分ノ図
		一、清走今一ツ如有来取付之事、一、北間五ツ間西北等之方中連子之事、一、エ帖物置東如有来上ケマト可有事、此所ニ改候事、単ののでは、とは、とは、とは、というとは、というとは、というとは、というとは、というと	」 (31ウ)	御渡シ、落手承知仕候、	四月八日書付可上事、一、武家ゟ伺候檜皮葺・柱等や一、武家ゟ伺候檜皮葺・柱等や
」(33ウ)	<u></u>	一、走之外井是一、異隅井戸所		、依外御絵図御用被仰出候得者、承知仕候、凡日数拾五日出来	

仰渡、落手承知仕候、右之通被仰渡、絵図御渡、落手承知仕候、尤御急之旨是又承知仕候、尤御急之旨是又承知仕候、とのをは、とのでは、一、御殿向屋根分幷柱分ケ帳御下ケニ而、といる。といる。といるでは、「はいっち まんしょう かいしょう しょうしょう しょうしょう かいしょう しょうしょう かいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	一、御地形仕様書紀之事、 「四工可寄事、 「四工可寄事、 」 「四工可寄事 「四工可寄事 」 「四工可寄事 」 「四工可寄事 「四工可寄事 」 「四工可寄事 」 「四工可寄事 「四工可寄事 」 「四工可言本 「四工可事 」 「四工可事 」 「日本 「日本 「日本 「日本 「日本 「日本 「日本 「日本		四月十四日	111
」 (3) 力	- (37大)	」(36ウ)	」 (35力)	
何程下りに与申儀書付差上候様被仰渡、御絵図一、御殿向御床カ高御見分ケ帳面出来ニ付差上候処、一の月廿日四月廿日とは、来廿四日差上可申候、	世日 一、右樋釣鉄物三重目飛縁垂木江取付、小 一、右樋釣鉄物三重目飛縁垂木江取付、小 一、右樋釣鉄物三重目飛縁垂木江取付、小 一、武辺ゟ伺書壱通	四月十七日との一、内侍所内外陣等者、最初御指図之通ニ更ニ被一、内侍所内外陣等者、最初御指図之通ニ更ニ被一、内侍所内外陣等者、最初御指図之通ニ更ニ被の出、其余少々宛相違之義、絵図面可上旨、の月十六日	一、口向錠鍵付候个所書付可上事、一、印向錠鍵付候个所書付可上事、一、維蔵人部屋押入絆を呼の書付可上事、一、御内儀向押入幷杉戸・遣戸鎖切一、非蔵人部屋押入幷杉戸・遣戸鎖切の月十五日の手、とは、猶出来次第差上可申候、可申上旨、絵図面幷床高木口図共御渡、	御下ケ被成、段造り之所个所、帳面ニ而一、御殿向床高段違付札差上置候処、
(39)	- 300	」 (38ウ)	」(38才)	」(37ウ)

処被改、今日御達し候事、	一、修理職部屋天井付高塀等引落之	武辺へ御達し之事、	一、内侍所御敷図引改候通り御治定、今日	四月廿四日	承知仕候、	候ニ付、其積りヲ以仕立可申旨、被仰渡	円ク堀出来可上候旨、尤追而空柱被建	一、樋ノ木形幅弐寸、長サ三間計、内ヲ	四月廿四日	伺候図壱紙御出之分、落手承知仕候、	右之通被仰渡、御敷図壱紙幷武辺ゟ相	達候事、	一、非蔵人部屋戸棚絵図、武辺へ可相	合、相違之所掛紙ニテ相改可上事、	相伺候二付被出候間、御治定之御敷図見	一、色分柱間御敷図幷切紙写等武辺ゟ	四月廿四日	図之通、見分やすき様ニいたし可上事、	廊等屋根之出、右之趣ヲ以先達而御治定建	一、武辺ゟ相伺候清涼殿・殿上・下侍・南	四月廿日	仕旨承知仕候、	右御下ケ被下、来廿四日両通共返上可	一、修理職方六分計絵図 壱帖	一、 八分計御絵図 壱帖	四月廿日	弐枚・帳面壱冊御出、落手承知仕候、以上、
				」(41才)							」(40ウ)								」(40大)							」(39ウ)	
四月廿八日	被仰渡承知仕候、	一、小御所御有形床カ高サ等、木子播磨相糺候様、	一、常御殿御有形床カ高サ階級凡寸尺等、	四月廿八日	差上可申候、	右之通被仰渡承知仕候、来月七日二出来	有之候ハヽ、付札いたし可上事、	右各写早々出来候而可上、若御有形ニ相違之所	同 剣璽之間御上段境御調台構	同御小座敷御床コ・御違棚共	同 御寝之間御袋棚	同 御一之間御床コ・御袋棚共	同 御清間御棚・御袋棚共	同 剣璽之間御床コ	剣璽之間御袋棚	一、常御殿	四月廿七日	仕候、摂津守へ相達申候、	右之通御書付御渡、被仰渡候趣承知	右御格子之義、水原摂津守ゟ差上候由ニ而、	何程二可相成哉、衆方相考可申上事、	漆塗、五粉塗、惣仕上ケニ而、重サ大数	右格子此侭ニ而重サ何程、此うへへ金物打、	御好之趣追而可被仰出候、	一、此格子先可返候事、	四月廿四日	右之通心得二被仰渡承知仕候、
		相糺候様、	·			来		ニ相違之所	壱枚	壱枚	壱枚	壱枚	壱枚	壱枚	壱枚					二而、	·	大数	金物打、				
」(43ウ)						」(43大)								」(42ウ)						」(42大)						」(41ウ)	

北西南等取付御廊下を引添可上事、但右御廊下ら小御所江之所段有之候故、一、元紫宸殿上御格子重サ相知候ハヽ書付可上事、一、内侍所御地面	被仰出候間、壱寸弐分堺ニ致し、小御所幷一、常御殿 一、常御殿 一、常御殿 一、常御殿 一、常御殿 一、常御殿 一、常御殿 一、常御殿 四月廿八日	右之通被仰渡承知仕候、建起之図改出来一、女官戸の女生ニアリ、カケ金西ニアリ、一、下戸の下下戸のでは、	カケ金北ニアリ、 一、 カケ金北ニアリ、 一、 カケ金ボニアリ、 カケ金西ニアリ、	一、荒海障子北ノワキ戸 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
」(45大)	」(44ウ)		」(44才)	
一、絵師名前書壱通御渡、銘々代数幷 一、絵師名前書壱通御渡、銘々代数幷 一、絵師名前書壱通御渡、銘々代数幷 一、結師名前書壱通御渡、銘々代数幷 一、結師名前書壱通御渡、銘々代数幷	一、清涼殿殿上・下侍・南廊等 一、清涼殿殿上・下侍・南廊等 一、清涼殿殿上・下侍・南廊等	石被出候間、今一応校合候而相違無之様ニ右被出候間、今一応校合候而相違無之様ニ	一、木子播磨寄書 二冊 四月卅日 四月卅日	四月卅日 尤扣図相添可上事、
」(47ウ)	」(47大)	」(46ウ)	」(46大)	」(45ウ)

									$\overline{}$				$\overline{}$			$\overline{}$					$\overline{}$		$\overrightarrow{\ }$			
目戈、匕王工攷寸申奏引、曺皮虱ニヽ出来下土奏、唐破風御座候処、此度ハ拭板敷之御間ニ	清涼殿御縁之軒下江かゝみ有之候間、	清涼殿北東取合、御有形者御拝御廊下・	破風ニ者出来不仕候、	御間内ニ相成、御本殿江取付申候間、唐	唐破風有之候処、此度者御本殿取合	有之、御本殿御屋根下江かゝミ有之候間、	妻戸構有之、取合御廊下ニ而壱段下り	右内侍所東取合、御有形前縁通左右	同南東長橋廊東西	清涼殿北東取合	内侍所東取合	右个所之分御有来之通唐破風出来候積り、	同北御廊下南取合	常御殿南御廊下北取合	清涼殿北御廊下南取合	殿上西渡廊東取合	紫宸殿北御廊下南取合	内侍所北御廊下取合	右御差図ニ唐破風御座候、	四脚御門向	平唐門両妻	参内殿御車寄	御車寄	五月六日	落手承知仕候、来十一日出来、差上可申候、	先達而御治定之清涼殿紙建雛形御下ケ、
			_								_						_							_		
			(49ウ)								(49大)						(48ウ)							(48才)		
ヨコ 三寸八分余	子ノ間	見込 二分余	見付 一寸	横ノ子	見込 八分	見付 九分余	竪ノ子	同 見込 一寸八分余	上下見付 二寸五分余	同 見込 一寸八分余	左右見付 二寸四分余	カマチ	鼻ノ出トモハナノ出左右ニテ三寸六分也、	横 一丈四尺一寸四分	竪 七尺九寸五分	南殿一丈五尺間	武家ヨリ伺候格子寸法	五月六日	可申上候、	右弐通御下ケ、落手承知仕候、「相糺」明日 GEREE	積相心得罷在候、	御有来唐破風無御座候ニ付、此度も無之	一、小御所南御廊下・西御廊下共取合、右	廊江葺下シニ相成候ニ付、唐破風出来不仕候、	唐破風御座候処、此度ハ土渡廊御屋根長橋	清涼殿南東長橋廊、御有形者東西ニ
								」(51オ)										」(50ウ)					」(50才)			

五月七日	承知仕候、	右弐紙・図壱枚仰出落手仕、明朝迄相糺候様	木地重サ廿二貫七百目	都合重サ廿九貫八百目	漆塗・胡粉塗共二百八拾目	一、武家ゟ申上候金物重サ六貫八百廿目	木子播磨江可相尋事、	右之外寸法図之通ニテ重サ何程と申儀、	ツリ金 四所	金物ヒシ 四所	板厚サー相応何程、	竪子即一寸三分	横サン原サ七分	竪 七尺九寸五分	横 壱丈三尺九寸	一丈五尺間	紫宸殿格子		或ハ三寸九分、	或ハ三寸六分、或ハ三寸八分、	三寸六分許	サントサンノ間	見込 六分余	見付 九分余	裏サン	左右ノ出各一寸八分	上下ノカマチ
」(53才)							」(52ウ)							」(52才)											」(51ウ)		
右図面書改可上事、	一、紫宸殿妻戸図 七枚	五月八日	仕候、	候得共、不及糺申上候旨、更被仰渡承知	右重サ何程二申儀、相糺可申上旨被仰渡	一丈五尺間	一、紫宸殿格子	五月七日	落手承知仕候、猶土佐守江可申渡候、	様、土佐守江可申渡旨被仰渡、右帳面御出シ、	も有之候ニ付、今一応相糺、委書付差出シ候」	土佐土佐守ゟ差出候ニ付差上置候処、不委个所	「一、絵師名前御用相勤候由緒等書分ケ帳面、	五月八日		日限相糺候様被仰渡承知仕候、猶相糺御日	一、先達而被仰出候□九枚御絵図出来	五月八日	承知仕候、	右御書付御出シ、明日迄ニ右之図差上候様、落手	斗壱返、輪違五組、衾瓦壱返、	一、瓦棟包菊壱返、割熨斗五返、肌熨	五月八日	承知仕候、	且寸間壱个所付、明朝差上候儀、被仰渡	丈数紙形相調、尤壱丈之方二尺間付、	一、三拾分一之割ヲ以拾丈・五丈・壱丈之
				」(54ウ)							」(54大)											」(53ウ)					

L	右書面之趣、御普請方ゟ相伺候由、石岩破ニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー		没旨被仰渡、右身 1
」(59才)	書面掛ケ合之趣相伺候事、		申上度旨申聞、其段申上候処、御聞済ニ而
	酉五月		其段申渡候処、鶴沢探索儀相加へ相談仕
	之及御懸合候事、		今朝差出候、右名前由緒帳御返シ、
	土ニ而、石岩破之通段ヲ付候様仕度候、依		可申上旨、土佐土佐守江申渡侯様被仰渡、
	一、下々道御有形石岩破御座候処、此度扣キ		一、絵師名前書之輩身元之儀、委相糺
	五月十四日	」(56ウ)	五月十日
	樣子別紙認可上旨、被仰渡承知仕候、以上、		右之通被仰渡承知仕候、
」(58ウ)	明日可上旨幷御有形右御庭萩垣等之		右写可上事、
	常御殿北御涼所ト間タ御庭之処写図仕、		御涼所図
	一、八分堺御敷図御下ケ、		五月十日
	五月十三日	」(56才)	右被仰渡承知仕候、明日出来差上可申候、
	来ル十六日差上可申候、		五月十日
	一、南殿升形壱組拵差上候様被仰出承知仕候、		三枚拵上候事、
」(58才)	五月十二日		紫宸殿木形之割丈尺寸計紙ニテ
	右之通被仰渡承知仕候、来十五日差上可申候、		紫宸殿掖戸二枚可引上事、御手被出、
	五月十二日		处、令吟味可申上事、
	右各両面之図ニ委書認可上事、		其外御建物御有来板壁上塗白土塗之
	唐戸鉄物之図 壱枚	」(55ウ)	右之御場所壁之所、板壁上塗白土塗、
	弐丈間唐戸図 壱枚		内侍所已下五个所
	一、南殿 壱丈間唐戸図 壱枚		五月十日
」(57ウ)	五月十二日		十二日出来差上可申候、
	仕候、明日出来差上ケ被申候、		右写壱通り可上旨御出、落手承知仕候、来ル
	御治定二付、清書仕可上旨御渡、落手承知		御涼所檜垣之図 弐枚
	一、今朝差上候紫宸殿掖戸之図弐枚共		一、「清涼殿石灰」壇図 壱枚
	五月十日	」(55才)	五月九日
	御請申上候、		右被仰渡承知仕候、来十四日中二差上可申候、
」(57才)	相互二無遠慮糺合可申旨、是又申渡、両人共		五月九日

世代 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世	五月十七日 」(61才)	明日差上可申候、	能書付可申上之旨被仰渡、木子播磨江申渡候、	御普請方ゟ伺候対屋床カ段違、付札之趣を以、分り	被仰渡承知仕、来廿日差上可申候、	升形雄垂木出先御好有之、柱小口丸ミ付候様	被仰渡承知仕候、来十九日差上可申候、	致し可申、壺之形、底ノ方丸ミを付可申旨	拵可上候、蓋つまミも無之ニ付、少シゆとりを 」(60ウ)	塵壺之図被出、此形須浜ニ而成共、土ニ而成とも、	五月十五日	承知仕候、明日差上ケ可申候、	壺之図壱枚御渡、御見分ケ能相認可上旨	御書加之通書入等仕可上旨幷石灰壇塵	清涼殿石灰壇之絵図一枚御渡、一紙引改	可仕旨、別紙清書差上申候、 」 (60才)	写絵被仰付、絵巻物七巻御渡、来十八日調進	土佐土佐守江檜垣等之写絵幷簾・帽額等之	等ヲ書加へ候而、右図面ニ掛紙ニテ可上旨承知仕候、	清涼殿妻戸之図壱枚御渡、小壁・小柱・方立	仕候、明日差上ケ可申候、	図ニ付丸柱ニ而図面両面引立可申旨承知	之図壱枚写可上旨、尤清涼殿之唐戸之 」(59ウ)	壱枚御渡、右両図之通ニ引改一紙幷金物	珠院唐戸之図壱枚幷同断金物之図	窺置候唐戸之図壱枚御下ケ幷東寺金剛	相糺可申上旨承知仕候、猶従跡可申上候、	之訳幷扣キ土ニ而も御差支なく候筋ニ御座候哉
		大キサニ而、蓋ノユトリ寸法書付可上旨、被仰渡		石灰壇ニ拵、右塵壺彫込、蓋山高ノ方朱ニ	一、塵壺形御下ケ、御治定之旨ニ付、五寸計之箱ニ			之旨ニ而御下ケ、清書可仕旨、尤表掛金之御手	一、紫宸殿壱丈間・弐丈間唐戸図弐枚共御治定	出来、差上可申候、			一、御衝立之形チ絵図壱枚御渡、高サ幅寸尺	五月廿日	返上可仕旨承知仕候、以上、	落手仕候、四分堺書入、		五月十八日	可申上候、	日限之儀、	五月十八日	彩色候而可上事、					右清書、	一、金物図 一枚

」(66ウ)	一、内侍所饅頭形被略候、為心得申渡候事、六月朔日	五月廿七日右被仰渡、落手承知仕候、明後廿九日出来可申上候、
		七日 ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;
	未剋可指上、且猫之絵認替被仰付、是又明	被出
	灯台之写絵被仰付絵巻物拾三巻御渡、明二日	同起図
	一、土佐土佐守	一、清涼殿冠木図 」(64ウ)
」(66才)	五月廿九日	五月廿五日
	申達、御請申上候、	可申上候、
	右明朔日已剋罷出候樣可申遣旨被仰渡、承知仕則	候而相改可上旨被仰渡承知仕候、出来日限明日
	一、土佐土佐守	ナソヒニ山ノ付、平ノ方壱寸五分中ニテ、ナソヒニヌキ
	五月廿八日	一、石灰壇塵壺木形御出シ、蓋厚サ三寸五分ニ致シ、
	仕候、猶否追而可申上候、	五月廿四日 」 (64才)
(、承知	請方ゟ伺出候ニ付、右之儀相糺可申上之旨被仰渡、	可申候、
御普	之処、宝永度瓦葺之由ニ付、此度桟瓦葺致度旨、	上旨被仰渡承知仕、則申渡候、出来日限之義も明日
[屋根杮葺	一、御唐門外雨舎三个所、日之御門外雨舎壱个所、右屋根杮葺	清少納言記抜書拝見被仰付、右之心ヲ加へ猫ヲ画可
	五月廿八日	一、 右同人江
」(65ウ)	之儀、猶跡ゟ可申上候、	上旨被仰渡、則申渡、明日出来可差上旨申聞候、
	右御書面且御演説之趣承知仕候、出来日限	右御簾・帽額絵相違ニ付、御遺物拝見被仰付、書改可
	五月廿八日	一、土佐土佐守
	可上旨可申付候事、	右之通被仰渡承知仕候、 」 (63ウ)
	右被出候間、簾師江古キ簾ニ絵図之通仕立候而	廿四日
	一、絬緒図 同 一 一、房金物 一ツ	右之通修理職行向、丈尺寸法為相糺可申事、
	一、縁図 同 一、房図 同	屋根瓦大小
	一、簾之図 一枚 一、帽額図 一枚	残有之候御築地高サ 厚サ 柱太サ
」(65々)	五月廿八日	明廿五日
	明日可申上候、	五月廿一日
	右御手本一紙御渡、承知落手仕候、出来日限	旨御下ケ、落手仕候、
	一、升組木形被出、尾垂木之先御好之通相改可上、	一、升組ノ形柱ノ上図モ竹ノ節之体ニ改可上 」(63才)

書入ニ不及候旨承知仕候、	六月二日 」 (67ウ) 一、宜陽殿・軒廊・左近陣・床子座 上殿司宿 主殿司宿 主殿司宿 市中付事、 可申付事、	一、明三日御造営地縄張御見分御延引之旨、 一、明三日御造営地縄張御見分御延引之旨、 一、明三日御造営地縄張御見分御延引之旨、 一、明三日御造営地縄張御見分御延引之旨、 一、明三日御造営地縄張御見分御延引之旨、 一、明三日御造営地縄張御見分御延引之旨、 一、明三日御造営地縄張御見分御延引之旨、 一、明三日御造営地縄張御見分御延引之旨、	可上事、 可上事、 可上事、 可上事、 可上事、 可上事、 可上事、 可上事、
目ニ而上ケ下シ等差支無之哉相糺可申旨承知一、御普請方ゟ差出候蔀戸重目書付御渡、右重六月八日出来可上候、出来可上候、出来可上候、	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	六月五日 一、売支間・弐支間唐戸図御下ケ、御手本図弐枚之通一、売支間・弐支間唐戸図御下ケ、御手本図弐枚之通一、売支間・弐支間唐戸図御下ケ、御手本図弐枚之通一、紫宸殿簀子板打釘之覆保方能形売ツ出来可上旨、被仰渡承知仕候、明日出来差上ケ申候、上旨、被仰渡承知仕候、猶申付出来次第差上可申候、上旨、被仰渡承知仕候、猶申付出来次第差上可申候、	と言、客手承和士奏、 一、内侍所東ゟ取合唐破風出来方々伺図御下ケ、 大旨承知仕候、 上旨承知仕候、 上旨承知仕候、 上旨承知仕候、 一、大時所東ゟ取合唐破風出来方々伺図御下ケ、落手仕候、 上旨承知仕候、 一、諸殿寸尺帳 一冊 」

付替可入御覧旨承知仕候、猶跡ゟ可申上候、一、御涼所檜垣之図被出、檜垣曲節等恰好能、月九日(一次月九日)の一次月九日(一次月九日)の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の	1 /1 /1/1	ッ が が が が が が が が が が の の 日 可 に に に に に に に に に に に に に	兵儀無之內、 中由緒書上候、 中由緒書上候、 一十二二二	六月八日 仕候、猶評議仕候上可申上候、
可上旨、被仰渡承知仕候、常御殿江之御廊下之図壱枚御出、写壱枚出来御扣壱枚御出、伺図之通掛紙等仕可上旨幷一、御普請方ゟ伺候剣璽間御調台構図壱枚・同	六月十二日 (73ウ)被仰渡承知仕候、 (73ウ) 常御殿御間七尺間ニ御図相改可上幷井戸も相改り候様 一、八分堺御絵図面御出	一、不所壇之図壱枚御渡、扣キ土・漆喰塗両様共随分白ク一、内侍所御本殿取合之間之辺御治定ニ付、武辺江御達之一、内侍所御本殿取合之間之辺御治定ニ付、武辺江御達之上旨、被仰渡承知仕候、猶跡ら出来次第可上候、	一、内侍所御本殿ゟ取合之間之辺御手本図壱枚御出ニ而、	得と相糺可上旨被仰渡、則右両人江申渡候、右先達而差上候絵師共由緒身元糺等帳面三冊御出、今一応

鶴沢探索 土佐土佐守 六月九日

」(72才)

六月十三日

一、蔀戸重目之書付壱通幷先達而御糺ニ付上ケ下シ

人数等申上候書付等御出、猶又今一応右多人数不相掛、

仰渡、御書付落手承知仕候、猶明日申付、跡ゟ可申上候、手軽ニ可相成義木子播磨へ申付、工夫相致可申上旨被 」(74才)

六月十四日

、紫宸殿高欄高サ弐尺弐寸御普請方ゟ伺候絵形壱枚

御出シ、写可上之旨、被仰渡承知仕候、出来次第可差上候

紫宸殿簀子板釘覆形修理職ゟ仕立候形御治定ニテ、

御普請方江御達シニ付、写拵可差上候旨、被仰渡承知仕候

出来次第可差上候、

六月十五日

公康目界司表见、 17司之通之17岁之責) 1717、 17岁17年了:紫宸殿礎之義、御絵巻物拝見仕処、難分旨ニ而、木子播磨

従御普請方伺候御柱三品之礎木形板一枚御下ケ、落手絵様相認伺候処、右伺之通之石形之積りニ而、木形出来可上旨、

仕候、明後廿日二出来仕、 差上可申候,

六月十八日

、布障子・荒海障子図、御普請方へ御達之由ニ付壱枚宛、

尤御扣相添、先達而絹襖之図へ振合ヲ以出来可仕旨、□

起図幷引手革緒之絵様も拝見被仰付、右二品共直ニ

返上仕候、且又小障子図壱枚御下ケ、清書為致可上旨、」(75オ)

被仰渡承知仕候、明後廿一日出来、差上可申候、

紫宸殿長押之図壱枚御下ケ、写一紙可上旨承知

六月十九日

仕候、

出来次第差上ケ可申候、

一、今日上候翠簾御下ケニ而、右之釣鍵四尺之御屛風之上端江

下り候積り二而、紐ハ上巻ニ結、明日午剋迄ニ差上候様、被仰渡承

知 仕 候、

六月十九日

]

常御殿

御小座敷御床コ違棚之図 壱枚

が囚工通一女丁に針、ご即産女成夫引、兵右御出シ、御恰好寸法等ハ、右伺之通ニ而、御棚御好御草

案図之通引改可上旨、尤御達被成候間、写

壱通相添可上旨:

、同御一ノ間御床御袋棚図 壱枚

右御出シ、全体寸法者、伺図之通ニ而御草案図之通

御棚恰好能見計付候図面三通計出来、金物之

所不及黄塗候旨、

(76才)

承知仕候、

右之通被仰渡、明日出来可上旨、

六月廿日

(74ウ)

尤

一、内侍所内法高サ等之義ニ付、御普請方ゟ伺書面

写御下ケ、御恰好之義右書面之通之義ニ可有之候哉

木子播磨江相糺可申上旨、承知仕候、

六月廿日

一、今日差上ケ候内布障子・荒海障子絵図弐枚計

御下ケ、縁之義ニ付被仰渡候、外ニ御書付・御図等 」 (76ウ)

二通御出、縁金物打之図壱枚出来幷弐枚図

書入仕可上旨、承知仕候、明日出来、差上ケ

可申候、

六月廿一日

一、今日差上候荒海障子図・布障子図

御下ケ、先御扣図之方打サイ白木之積りニ

引改可上之旨、被仰渡承知仕候、明日出来差

上ケ可申候、

六月廿二日

、常御殿御一ノ間御床御袋棚図

右御出シ、御恰好能御金物付、明日辰剋ニ可上、尤

(75ウ)

御写図差添可上旨ニ而、御扣之図壱枚御添

御渡被仰渡候趣承知仕候、

総師宮脇円蔵以下廿八人名前書御渡、土佐守・ に で に で は に で に で の は に で の に の の に 。 に	一、右障子金物・角金物幷鋲等菱形二改、金物恰好能寸を一、右障子金物・角金物幷鋲等菱形二改、金物恰好能寸を一、小御所布障子図、御敷図見合可引上事、右之通被仰渡承知仕候、 おり世三日 大月廿三日 大月廿三日 大月廿三日 大月廿三日	7方御好之通 7万御好之通 7万御好之通 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(O**) (O**) 成候、御付札通ニ而宜哉否、 所之間、宜有取計、』 「化粧礎可為此形之通
(78 _力) (79 _才)	(78 才)		(77ウ)
一、三十分一之割を以丈尺寸紙形可差上旨、一、三十分一之割を以丈尺寸紙形可差上旨、一、三十分一之割を以丈尺寸紙形可差上候旨、被にって、三十分一之割を以丈尺寸紙形可差上。	右之通被仰渡承知仕候、出来次第差上可申候、」		では を物返上仕候、 性、簾師へ申渡し、右御図面御好之処写取セ、御絵 地色同色ニ而濃ク摺可入御覧旨、被仰渡承知 額此間上ケ候簾之通、地色是又同様ニ而、紋者
(81才)	(80ウ)	」(80才)	」(79ウ)

下侍南廊・土渡廊、 清涼殿木形明日木子江拝見被仰付候間、廿五分一 被仰渡承知仕候、 昨二日差上候漆喰塗仕様、 来ル十九日御敷地見分ニ付、一統辰剋迄ニ此 承知仕候 御差支否、 幷此度御普請方ゟ伺ニ出候同所屋根形御下ケ、 同様紙計拵可上之旨、 之割を以丈尺寸紙計拵、 出来差上可申候、 引ニ仕可上旨、 虹梁・蛙股等仮粧ニ出シ候積り絵図面引立可上、尤木品 承明門、日・月華門等破風口壁通虹梁上悉ク白壁二致、 処江柱貫入候門、何方ニ而も御見候処有之候哉、右等之 四ツ脚門以上之門ニハ、腰長押者無之、 落手承知仕候、 之分丹塗・白壁之所胡粉塗等仕分ケ、 上之柱貫同様ニ柱貫有之候事哉、右腰長押之 閏六月五日 閏六月十五日 閏六月十三日 閏六月三日 閏六月三日 東寺慶賀門天井之儀、吹抜等之様子、且何方 二而茂天井張候門見当り有之候ハヽ、 猶跡ゟ可申上候旨、 木子播磨江可相尋旨、 木子播磨へ相糺、 依之木形弐御下ケ、 明後七日木形返上、 先達而出来差上候屋根形分 被仰渡承知仕候 申聞候、 卯半剋可罷出候、 委ク相認差上候様 被仰渡承知仕 明後十七日可申上旨、 且妻飾図も御下ケ 絵図面来ル八日 裏表ヲ両面 右腰長押之所ニ 其趣可申上候、 則申渡候 表江も右 落手 (82ウ) (81ウ) (82才) 陣 座 宜陽殿 今朝差上候建起図弐共御下ケニ而 明後十九日御敷地御見分順書御普請方ゟ申上候、 承明門、 被仰渡、 引可上旨被仰渡承知仕候、 書付一通御渡承知仕、 御所江参集候様被仰渡承知仕候 清書致可上、且承明門之方ハ掛紙之通 閏六月廿日 閏六月十七日 閏六月十六日 土廂西吹ヌキ、桁梁ノ上下共 床ノ高サー尺弐寸 土廂東一間西柱ヨリ陣座東一間西柱ニ至リ 土廂南桁之下ニ柱貫一通リ有へシ、其柱貫 妻戸何モ折戸妻折也 公卿座・次将ノ座・議所・大臣宿所・西 立蔀此図八尺トミユ、 板敷東ノ方長辺タリ、宣仁門ノ西壇端 アルヘシ、又床ノ高サー尺二寸、 貫ヲ入ルヘシ、 柱貫ヲ入ルヘシ、 高サ陣座上長押ト同シ、此処吹ヌキ 土廂ノ東北幷納殿・陣腋 石ニー寸計カヽル程ニ板敷アルヘシ、 日・月花門妻ゟ見付之図弐枚被出、 尤陣座ノ内ニモ同通リニ柱 写取直ニ返上仕候 今一尺減シテ七尺ニ作ルヘシ、 出来次第可差上候 ノ南西等地覆貫 左之通 壁ノ下ヨセシキヰ」 (84ウ) 此通

(84大)

処 儀、

(83才)

(83ウ)

主殿司宿 1 (86 上殿司宿) (86 上殿司宿) (86 上河申候、	事、	一、神仙門廊ノ軒ノ雨水モ空柱ニ落ル故、空一、東ノカへ上ニ柱貫、下ニ地フクアルへシ、一、麻ノ高サー尺二寸、一、床ノ高サー尺二寸、一、床ノ高サー尺二寸、から、一、ホノ方地フク買アルへシ、	クハンヌキアリ、
(86才)	(85ウ)	(85才)	
コリ、殿上東ヨリ第四間西ニ可渡之、一、神仙門廊軒桁、軒廊北面東一間西柱一、神仙門廊軒桁、軒廊北面東一間西柱上長押高サ可為同様、上長押高サ可為同様、上長押高サ可為同様、	一、東方土廂上長押・上官侍上長押、一様ニ可作、一、東左三リ陣腋北長押ノ上ニ柱貫ヲ入テ、東柱ヨリ陣腋北長押ノ上ニ柱貫ヲ入テ、此貫へ可渡桁、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一、議所南側地覆貫アルヘシ、 一、東北廊辺・殿上小板敷辺起図直シ出来差上候処、 右之通被仰渡承知仕候、 七月七日 七月七日 七月七日 一、殿上之前立蔀之事	世界 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>	<u>_</u>

一、内玄関前供部屋腰懸ケとも	一、修理職部屋幷付物 一、修理職部屋幷付物 一、対屋会所 一、卸在壇物置 一、町人溜 一、御台所御門番所 一、御传番部屋 一、仕丁部屋	座 部 座	右之通波卬痩承知仕侯、明後十日朝迄出来
一、当月三日山田兵部録参り候而、松室丹後江掛合候事、右両条共、院中修理職奉行衆ゟ御下知ニ而、非蔵人江直ニ掛合候様院中修理職奉行衆ゟ御下知ニ而、非蔵人江直ニ掛合候様に、手今返答無之候間、如何候哉、今一応可相尋事、尤此儀兼而だ此儀兼而で中修理職奉行衆ゟ達しも無之事故、不審ニ候間、否相尋候而返答可承糺事、	四方共貫ヲ入可上、尤高メニ可入之、先此四方共貫ヲ入可上、尤高メニ可入之、先此立、上下寸法書付可上事、 主廃三河守承り候而、日向御用掛り取次迄 中鹿三河守承り候而、日向御用掛り取次迄 三枚	三日三日三日、御書付被旨、帳面ヲ以被仰渡承知仕候、旨、帳面ヲ以被仰渡承知仕候、旨、帳面ヲ以被仰渡承知仕候、」は、御書付被をは、「御書付被をして、「御書付被をして、「御書付被をして、「御書付被をして、「御書付被	右卸屋根・卸注等、先達而「卸冶定被 (O見セッッチ)
(91 ウ)	(91才)	(90中)	(90才)

右之通被仰渡承知仕候、 仙洞御所夫々同役共江可申達候、 床子図 御有形白張襖引手形可上 禁裏御台所廻御廊下 床子図貫掛紙之通引立、 仰渡承知仕、 右御出、 承知仕候、 書付取之申上候様、 修理職ゟ聞合之筋此御所夫々同役ニ而承之、以 仙洞御所評定衆・修理職奉行衆ゟ被命、取次幷 右今日被召絵様彩色名目之義御尋之義、 右写明日中ニ出来可上旨、 畳敷之内板間ニ伺絵図 八月廿日 八月廿日 八月十二日 八月廿 八月十九日 八月十四日 八月十二日 八月十二日 致清書、 明日書付差上可申候 明後日 可相心得旨、 猶 明 相糺明日可申上候 可上之旨、 御渡承知仕候、 日可上旨被仰渡 鶴沢探索 土佐土佐守 鶴沢探索 土佐土佐守 三枚 壱枚 被仰渡承知仕候、 被仰渡承知仕候 被 (92ウ) (92才) 右之通被仰渡承知仕候、 常 御 御 所 殿 常御殿已下御襖向金物之義、 右回禄已前金物御形職方之者所持有之候ハヽ渡殿御涼所 御棚小襖引手 常御殿已下御襖向御金物職方所持之分可上旨、 禁裏・仙洞・大女院・女院御所 朱引之分、 損シ直シ等ニ取掛り候処在候間 職方江可申付候 先絵形仕立、 写弐通宛差上さセ可申旨、 度々出来可致候之間、 向ニシ日々通路多可有之、左候得者、 御造営箇所之内、別紙絵図面之御廊下 仕度奉存候 承知仕候、 申上事、 可上事、 則両人江申渡侯 趣書付取置、其段可申上之旨、 何方ゟ尋有之候とも、 右今日差上候絵様彩色名目書付御落手、 八月廿四日 八月廿三日 八月廿一日 八月廿二日 若御形不有合候ハヽ、委彩色絵ヲ以可 御襖定木金物 御違棚間タ金物 御畳敷之積候得共、 右金物此間相糺候砌ゟ職方差急キ 明日可差上旨被仰渡承知仕候、 此度拭板之積り相成申間敷哉 今日差上候書面之通相違無之 猶職方之衆相糺、 且右絵様彩色名目之義、 職方相糺申上候処、 被仰渡承知仕 右之分ハ御勝手 取揃来卅日ニ差上候様 別而切損も 右書付 明日可申上候、 (93ウ) (93才) (94ウ) (94大)

女嬬預り物置引直之絵図八分堺引候を壱枚、堺無	九月七日 」(96才)	相調来廿日差上可申候、	个所御有形之振合を以書加可差上旨、被仰渡承知仕候、猶	右之通、清・紫両御殿者个所分計、其外都而内外御どり	、対屋三仲个間供御所幷御勝手向錠〆り	、承明門始御内廻り御門々々錠〆り	、南御門始外廻り御門々々錠〆り	唐戸・妻戸・杉戸・遣戸御錠〆り	、常御殿・小御所・御涼所、其外御奥向・御表所々	、紫宸殿・清涼殿、唐戸・妻戸・杉戸等个所分	、内侍所唐戸・妻戸、其外錠〆り 」(95ウ)	九月朔日	置之旨承知仕候、	常御殿・渡殿等之御金物、都合数五ツ御留	右者被返下候旨御出シ、落手仕候、其外	、御涼所御小襖御引手 壱	八月廿八日	午刻二差上可申候、	右被出、同様出来可上旨被仰渡、来ル卅日	、竹之節木形 壱 」(95才)	八月廿四日	定之旨、為心得被仰渡承知仕候、	右伺書之通、此御所口向大廊下拭板御治	可為拭板、	面四枚相添及御相談候事、	拭板ニ相成候得者、御保も宜候ニ付、則別紙絵図
美	一、御畑	猶	書品	御流	一、清洁	4.	承知	右公	一、申日	一、参出	下《	一、御恵	一、常知	4	承知	一、美濃	4	今	可由	幷	一、諸白	+	承知	内寅	一、広舞	4
美濃紙二而御絵図面弐枚認可上旨、承知仕候、	一、御物置幷御候所等押入・御棚等之御書付之御用、	猶呼出し相糺、書付明日可申上候、	書加可上旨承知仕候、今日棟梁等播磨不伴合候ニ付、	御渡、図面引合名目書幷竹節之寸法朱書等	一、清涼殿掖戸之図都合五枚御出シ幷清涼殿起図	九月廿八日	承知仕候、	右絵図四枚御出シ、明日午刻迄ニ写出来可上旨	一、申口ヨリ対屋迄折廻り御廊下絵図	一、参内殿東二筋御廊下絵図	下絵図	一、御車寄東御廊下北角ヨリ申沙汰之間北迄御廊	一、常御殿ヨリ御黒戸迄御廊下絵図	九月廿五日	承知仕候、出来次第差上可申候、	一、美濃紙八尺二六尺三枚継立可上旨、被仰渡	九月廿一日	今一応可申上候、	可申旨帳面御出、被仰渡承知仕候、猶掛合之上、	幷三仲間且御勝手向等之个所分帳面之趣掛合	一、諸向御〆り个所分帳面差上置候処、対屋下家之分	九月十四日	承知仕候、	内裏御絵図、御用掛り昨日被仰出候旨、被仰渡	一、広橋前大納言殿送	九月十二日

九月廿八日

、常御殿・御涼所等押入之内御棚御有形之木品万端

委敷可申上事、

右相知候ハヽ、以図可申上事

十月三日

右之通御書付被渡承知仕候、猶相糺可申上候

十月三日

一、押入・棚等之御入用御表・御奥向等小絵図ニ而引立可差上旨、

被仰渡承知仕候、明四日ゟ四个日程ニハ出来差上可申候、

目女月日套上可申矣、

」(98才)

、清涼殿掖戸之図朱書等出来差上置候処、御不審

十月三日

之義ニ付図面三枚幷起図御下ケ落手仕、猶

相改明日差上可申候、

十月三日

、土佐土佐守已下絵師七拾人明五日午剋御用之

義二付召寄候様、依之被仰渡候趣承知仕候、則向々

+達候

十月四日

一、御殿向御絵様帳一冊幷絵師共江申渡候、御絵様

書付六拾五通御渡落手仕、則今日申渡、一統請書

取之、明日差出可申候、尤御絵様帳面ハ写取

(98ウ)

次第返上可仕候、

十月五日

一、勘使部屋幷東指出・玄関・物置・湯殿・雪隠取合共

一、取次詰所幷医師候所西南取合廊下・茶所・日記部屋・

押入・湯殿・雪隠共

、炭部屋・山科物置幷雪隠其外取合共

一、御賄部屋・御膳番部屋・板本部屋・吟味部屋・行事部屋

木具部屋幷取合雪隠共

右者御台所大屋根続き見渡末々之个所ニ御座候間

此度瓦屋ね之積ニ可仕候、先達而御台所計瓦屋ね伺 」 (99オ)

相済申候処、右大屋根軒下ニ相成候部屋ニ茂有之候間、書

面之个所にて瓦屋ね積りニ可仕奉存候、依之此段為

念御掛合候事、

十月

右御普請方ゟ伺候趣御治定ニ付、為心得被仰渡承知仕候

十月六日

、清涼殿殿上・渡廊御柱石絵図

禁裏御殿向所々御引手形

右明十五日午剋迄ニ写差上可申旨、被仰渡

承知仕候、

十月十四日

(99ウ)

今日差上候押入・御棚等之御用小絵図八枚共

御下ケ分ニ書落箇所御書付御渡、猶得と相改

差上可申旨、被仰渡落手承知仕候、来ル十八日出

来、改差上可申候、

十月十四日

一、棟瓦獅々口之図御下ケ、写出来可差上旨承知仕、

出来次第明日差上可申侯、

十月十五日

一、禁裏御殿向御屋ね所々獅子口棟瓦三ツ、頭・足元とも

御改、表菊ニ付候様申付候処、足元与鰭瓦之分ハ往古ゟ」(100才)

造り花二仕立来候旨、瓦師触頭申聞候間、相違茂有

之間敷候得共、別紙絵図之通可然候哉、為念

御懸ケ合申候事

十月

十一月六日 十一月六日 十一月六日 十一月六日 十一月十日 右之通被仰渡承知仕候、則土佐守へ申達候、尤御急右之通被仰渡承知仕候、則土佐守へ申達候、尤御急二付、明日中出来、明後十二日已剋可差上旨、是又申達候、御請申上候事、 十一月十日 一、禁裏申口南取合間、女嬬預り物置之図壱枚、右御普請方ゟ何之趣、向々差支無之哉、相糺右御曹計方ゟ何之趣、向々差支無之哉、相糺右御曹十一月十日 一、連子図 三枚 十一月十日 一、連子図 三枚 十一月十日 一、押入・御棚等之付札付小絵図 十枚 右図御渡、写壱通ツ、可上旨、落手承知仕、昨日 十一月十二日 十十月十二日 十十月十二日 十十月十二日 十十月十二日 十十月十二日 十十月十二日 十十月十二日 十十月十二日 十十月十二日	之節、畳被敷候、買物使方相糺、員数書付、右之被構候図、修理職有之候、右取揃可差上候、右御構一、舞御覧・御花見・御修法等之節、紫宸殿・清涼殿十一月四日	大妻入ニ不及之旨、明日可上旨、落手承知仕候、 」(104ウ) 書付明日差出候様、職方之者へ可申渡之旨被仰 書付明日差出候様、職方之者へ可申渡之旨被仰 十月廿七日 大月七日 大日 大月七日 大月七日 大月七日 大月七日 大月七日 大月七日 大月七日 大月七日 大月七日 大月七日 大月七日 大日 大日 大日 大日 大日 大日 大日 大日 大日 大	一、内衙門小柱内法板敷ゟ鴨居迄内法寸法等、 十月廿六日 十月廿六日 一、御有形中敷居之寸法可上旨、則一紙差上候処、 右中敷立所之間高サ寸法等相違無之哉、相糺絵図 」(104才) 引立可上旨、被仰渡承知仕候、猶明日可申上候、 十月廿六日	一、清涼殿殿上・台盤所辺御畳敷方絵図弐枚、外ニ 同御畳敷入之絵図壱枚御出シ、右御畳寸尺何程と 申儀、職方者江相糺、付札致さセ可差上之旨、被 中儀、職方者江相糺、付札致さセ可差上之旨、被 加速承知仕候、
」(105才) 」(106才)	一落出・御井仕、棚	月十二日 、被仰渡承知仕候、 務大輔殿産穢ニ付、御用掛り被 上可申候、 上可申候、 と可申候、 と可申は、 とのも、 の物置図を を を とのも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、 のも、	例日中出来、明後十二日巳剋可差上旨、是又 御請申上候事、 目請方ゟ何之趣、向々差支無之哉、相糺 言請方ゟ何之趣、向々差支無之哉、相糺 三請方ゟ何之趣、向々差支無之哉、相糺 「図図でで、、、」」 月十日	四分堺二枚御出シ、紫宸殿・清涼殿御張紙之分、御畳四分堺二枚御出シ、紫宸殿・清涼殿御張紙之分、御畳四分堺二枚御出シ、紫宸殿・清涼殿御張紙之分、御畳十一月六日 土佐土佐守大達而被仰付候紺青引・郡青引等之絵手本、今一紙ツヽ可上事、十一月十日

+																										
右之通罷出候樣可相達旨、被仰渡承知仕候、 右同日巳剋、	木子播磨 」(107ウ)	右明廿七日巳半剋、	鶴沢探索	土佐土佐守	十一月廿六日	被仰渡承知仕候、	中務大輔殿如元御用掛り被仰出候旨、為心得	去十八日高丘三位殿御用掛被免候旨、豊岡	十一月廿五日	右図御渡、写明日可上旨、落手承知仕候、	内侍所御肌衣掛幷御灯籠釣所之絵図 壱枚	十一月廿三日 」(107才)	上之旨、被仰渡承知仕候、猶職方者相糺、明日可申上候、	其外ニも右体之御金物等有之候哉、餝方相調委細可申	右御金物御有形赤銅銀二筋等入候御金物有之候哉、	御小座敷御違棚	御涼所御違棚	十一月廿日	明後日可上旨、被仰渡落手承知仕候、	右弐枚御下ケ、御金物之義ニ付、木子相糺絵図引立、	御小座敷御違棚之図 壱枚	御涼所御違棚之図 壱枚 」(106ウ)	十一月十三日	具之義相糺可申上旨、猶相糺跡ゟ可申上候、	可上旨幷小御所前拾八間廊下外縁之処、建	対屋之井戸壱个所御不審幷縁付増方絵図
一、対屋脇局八帖間 一、同重局三間物置已下勝手向一、長橋局七帖半・四帖間已下口向	一、膳部所已下口向 一、梳之間二間	一、奥・表等御物置不残 一、御廊下向不残	一、御詰非蔵人候所 一、同休所 」(109才)	一、近習・内々・外様納戸 一、八景間前縁座敷	一、惣御東司	一、玄関幷刀自部屋其外勝手向不残	内侍所	右二重縁之分、	此外臨時御用御畳	一、御差部屋八帖弐夕間・物置共	一、内々小番衆所 一、外様御番衆所 一、色紙部屋	一、対屋上段化粧之間・次之間 一、同所脇局上之間」(108ウ)	一、伝奏部屋 一、長橋局上之間・二之間・三之間	一、申沙汰之間 一、御献之間幷御用場共	一、女嬬詰所 一、同取合之間 一、男居弐夕間	一、御厨子所上段 一、御膳所上段 一、申之口拭板間内	一、議奏候所 一、落長押之間 一、近習番衆所	一、八景之間 一、林和靖之間 一、錦鶏之間	一、桜之間 一、麝香之間 一、水鳥之間	一、御輿寄奏者所 一、虎之間 一、鶴之間 」(108才)	一、参内殿 一、御黒戸 一、御湯殿	一、小御所 一、常御殿 一、御涼所	一、御同所南座敷三間	拾五帖之間・拾三帖	一、内侍所上段取合之間・拾帖之間・中之間・	十一月廿六日

可申上旨承知仕候、 御指支之筋無之哉、 右御書付弐通御渡、 一、奥・表畳敷厠之分 一、八分之割ヲ以、 右之通被仰渡承知仕候、 右押含縁之分、 御元形御三間辺之御廊下板ハメ直改、 起図被出、 御出シ、修理職六分堺図面江写取候様承知仕候 御普請方伺候御簾掛ケ箇所之絵図拾五枚 去廿五日御違棚御有形金物壱、 三帖二夕間・同非蔵人口北方一間 西対屋西端六帖間 相改置可申旨、 部屋之縁幷御文庫之引直シ場所等、 右可引上事、 去廿七日被返下、 落手承知仕候、 十二月六日 十一月廿八日 建礼門ヨリ御着座 十二月十一日 十二月二日 十一月廿九日 十二月九日 駒牽之御下絵 主殿司宿蔀表マイラニ相改可上旨、 御涼所・外様小番衆所 買物使幷畳方等迄も相糺 被仰渡承知仕候、 書面之通ニ而御煤其外諸事ニ 落手仕候、書落候二付今日御請申上候 明後十日二出来可差上候 一、端非蔵人部屋三間 職方ゟ取寄差上候処、 修理職六分堺 大岡金吾 修理職 同取合間 (110才) (109ウ) (110ウ) 申渡候、 御筵道之形チ致出来候哉之旨、 内衙門寄障子図壱枚幷御添書 庇南面 仰渡承知仕候、 割合宜相認可差出旨、 畳方江申渡、明後廿八日差上被申候 右御出、右図を以木子播磨江木形申付可上旨、 可申旨可申渡段、 斎之亮・金吾同様ニ草案下絵相認相伺 武家ニ而沙汰も可有之候得共、格別之御絵様ニ付、 右御書付弐通御渡、 南三間之所四枚、 上段東南北、各柱間三間、但一間二二枚宛 可申渡候、 右下絵ニ御付札之分も御下絵ニ書加、 右御下ケ、御治定ニ候間、一統之□御下絵相伺可申旨、 三間之所四枚、但柱ナシ、 十二月十七日 合二十二枚 十二月廿六日 十二月廿日 十二月十六日 小御所御襖 小御所御襖 右図幷御添書共写取、 四枚 但柱ナシ、 被仰渡承知仕候、 全体之御襖寸法之義者 猶土佐・鶴沢明朝呼寄 鶴沢探索 被仰渡承知仕候、 壱通 猶明朝可 狩野宗三 即日返上仕候、 御門幷人物等 則 尤 (112ウ) (111ウ) (111才) (112才)

·慶応元年従十一月艮隅御取広御用帳_ 翻刻

冗 例

本稿は「慶応元年従十一月艮隅御取広御用帳」(宮内庁書陵部図書寮文庫 所蔵『造内裏並遷幸一会』、 函架番号五一五一二、全二一点のうち)を翻

- 翻刻は通行の方針に倣う。
- 文字は通行の字体に改め、読点および並列点を加える。
- 改丁の箇所には 」を付し、 丁数を示す。

翻 刻

(表紙)

慶応元年従十一月

艮隅御取広御用帳

(本文)

慶応元年十一月十九日

、今般艮隅御地面御取広幷花御殿御模様替等御普請

御用掛当奉行三人へ被

今日

今度御用掛当奉行之外ハ無之趣ニ候間、武伝江前条奉候

旨相届、 追々之御用者従何レ沙汰有之候事哉、 又窺事ハ議奏

追々ニ沙汰可被為旨ニ候事

廿日

(1オ)

修理職

中川宮内

広瀬左衛門

下川辺主税

下役 惣一郎

平

奉行三人亭へ届来候事、 右今度御用掛奉候旨吹聴、 依武伝被申渡候事、右修理職へ御用掛申渡ハ不有奉行、 御礼万事宜頼度等、 以手札

卅日

来月三日已刻木造始被仰出侯旨、 為心得武伝卿輩奉

行可参哉尋之処、 誠形而已之儀ニ候間、 奉行不及参仕旨被 (1 ウ)

答候事、

十二月二日

一、准后東之方御築地瓦取払ニ付、目隠之仕様、 付于武伝伺之通相済、 職へ下知候事 以絵図職伺出

飛鳥井中納言被示、 今度御用是迄武家徃反之義、 彼是有之、

可被申候筈ニ候へとも数々之義候、 筆写取返却候事、写在別冊 依之帳面一冊御渡、可一筆被示暫借用

来ル五日巳刻王相祭・土王祭御治定付而者仮家入用、

右

取建候旨、宮内届出候事、

右者奉行心得迄ニ申出儀之、何方へも不及届奉行

(2 オ)

承知之事、

一、今度御用、従初発悉皆相済候迄、先比

内侍所御修覆中、以例修理職加扶持拝領仕度願書差出,

余り早過候間、 奉行方ニ預置、 猶宜比勘へ可勘考遣旨、 申

答候事、 右願書差出節之ところへ写之、

三月

32

刻するものである。

_ 改行は底本のままとする。

仰下候旨、三條大納言被申渡、

内侍所本殿御修覆出来引渡二付奉行参合也、三人共謹奉

御請申上候事、

候哉、 武伝方二候哉承繕之処、 惣而武伝掛リ之旨被示、先当節是与

申御用ハ無之、

木造始無異相済候旨、 方へ届ニも不及候事 為理依参合宮内届出承知、 不及恐悦申上、 又何

七月

武伝被為見写取返却

艮隅御築地御取広御普請之儀、 御場所柄御

手薄二茂有之、新規御築地出来迄、在来御築地其侭

差置候之様、 御両卿方御沙汰之趣ニ相心得、 手組取計

居候得共、 何分御所築地皆新二而者、 御成功緩急ニ拘り候之

訳を以、 相済候趣相答候付、御修築果敢取茂宜聊安慮仕候旨 在来者之内御遣廻シ打合之処、屋根廻り御遣廻ハ

然ル処猶御場所取扱之面々、 実地経検速成手順取調

候得者、 有栖川宮在来練塀者、 今度御取広御築地

修築ニ付、 即日不残不取払共不差支候間、 別紙絵図

朱引之通、朔平御門横手右宮構取付迄幷猿ヶ辻同断

取付迄之処、新規御築地築足、其余者右宮構練塀

(3 オ)

幷御門等扉関貫〆り丈夫ニ付置、外側竹矢来・板囲

在来御築地、 内側板囲共取計候者、 都合三重之御

締ニ相成、敢而御用害ニ拘リ候程之儀無之哉ニ付、

絵図出来之分者、在来御築地取壊引建二者相

成間敷哉、再応之訳ニハ候へとも、第一御築地御成功遅速ニ

寄、 花御殿御引移期節ニ茂相係り、 将当節御国事

多端莫大入費有之折柄二候得共、前顕差略二依、 夥敷

万端簡便ニ相成候儀、

何卒御用掛リ之

人力冗費を省、

御方々ニ而茂、 滝川讃岐守申聞候ニ付、 御恕察御勘弁相成候様、 厚勘弁仕候処、 素々在来御築地 訳而御談可申上旨

其侭差置、 新御築出来候様与之御儀者、 御場所柄御守衛

御手薄故之儀与相心得候ニ付、 前書讃岐守申聞候通、 三重

之御囲ニ罷成、

聊不締之儀無之候ニ付、

何卒右二而御宥被

形心を用御成功可被計旨、 下間敷哉、尤新築在来御築地取合之処、不目立様御出来 讃岐守へ相達可申与奉存候ニ付、

此段相伺候事、

十二月

右写取如此、 但右ニ囲方之絵図有之、今度限不用之儀ニ候へハ図ハ不写

留 同返却候事 (2 ウ)

八日

(4 オ)

松平若狭守

見かへし

松平越中守与力

田中円三郎

大嶋安太郎

右同人同心

中川亀之助

大野保右衛門

土橋寅次郎

中川寅五郎

(4 ウ)

禁裏御所御取広御普請場退却、 見廻 ŋ 申付候旨、 越中 右此度

守ら申越候ニ付、 此段申上候事

、武伝被為見

見かへし

松平若狭守

相済候付、 御築地御普請中、仮土塀取建之儀、打合 内外竹矢来・板囲、 取補理候積 然ル処

(3 ウ)

外囲之内、 有栖川宮御構東側折廻り土塀之

儀者、差向不取払共於右宮御差支無之候ハヽ、

33

松平若狭守見かへし	十二月	軍 二葉耳、 候処、此度右御場所昼夜見廻り申渡候付、此段 」	I請御場所、当分昼夜見廻り申付置	禁裏御築地艮隅御取広幷花御殿御模様	右	山崎善吾	隠岐守組同心	鈴木安太郎	若狭守組同心	佐久間啓次朗	遠山隠岐守組与力	水野四郎右衛門	松平若狭守組与力	松平若狭守	見かへし	但絵図面誠当分仮向様之事ニ候へハ、別段不写候事、	右ニ囲方絵図面壱枚差添、武伝被為見、各為心得宮内へ申聞、	十二月	候之事、	御達置被下度、別紙絵図面掛御目、此段相伺	聞候付、右ニ而思召茂無御座候ハヽ、其趣有栖川宮へ	出来迄御見合相成候様仕度旨、瀧川讃岐守申	右ニ而御差支茂無之候ハヽ、右土塀取払之儀、御築地	塀を相用候方、御締茂慥ニ可有之与奉存候間、	別紙絵図面朱引之分者、矢来之代り右土
		(6 才)												(5 ウ)											(5 才)
竹内盛之進松平越中守与力	之処、更二御用掛被仰付候者名前。	类 裏即 影也 艮 禺即 文 17 计 力 皮 卫 十 关 松 平 若 狭 守	世七日 見かへし	届出候事、	一、大将軍幷金神等除方忌祭被仰出、今日相済旨職広瀬	廿 日	手、過日伝奏被示、今日各衣冠・直衣等也、	中井保次郎誘引、所々見分、小時相済、衣体衣冠・狩衣可為勝	殿不参、集会于飛鳥井家、武伝同伴向御場所、掛面々出頭、 」(7オ)	一、御築地縄張見分奉行一人申合可参向之処、各参向治定、而庭田	十七日	下知、但飛鳥井家へ可参集等、野宮黄門被示、宮内へ令下知候事、	巳刻為見分武伝両卿被向候間、当奉行も申合、壱人可見分、職へも可	一、御取広之御地面、新規築建御築地形縄張出来ニ付、明後十七日	十五日	已上三通、写取武伝へ令返却候事、	十二月	守申聞候付、此段申上置候事、	出候通相心得可申旨、相達候段、滝川讃岐 」(6ウ)	候様仕度旨、松平越中守江申聞候処、申	掛二付、御普請小屋場等江茂右膳召連罷出	禁裏御築地艮隅御取広其外仕越取	右	小堀右膳	小堀数馬倅

やですりにない、い言は、ここりをは、		
一、凝花洞御厩御覧所艮隅御広ケ之御場所へ被引候旨、為心得		岡嶋日向掾
已上二紙、野宮中納言被為見、写取返却候事、		頭棟梁
右一紙、		池上幸太郎
十二月		御扶持人棟梁中井保三郎支配
右之通、松平越中守相達候事、	」 (8才)	西村吉次郎
右前同断二付、更二御用掛被仰付、		中村麦右衛門
渡辺啓之助		浅田次三郎
御入用取調役		同人手代
中井保三郎		林田式之助
右同断二付、更二御用取扱被仰付、		小堀数馬元〆手代
松平若狭守		中村広吉
仰付候処、更ニ御用掛被仰付、		遠山隠岐守組同心
禁裏御築地艮隅御取広、先ツ御用取扱被		鈴木幸太郎
小堀数馬		若狭守組同心
瀧川讃岐守		吉竹徳蔵
		筑前守元組同心
松平若狭守		平川鉄蔵
見かへし		太田岩之助
右一紙、		越中守同心
十二月		荒堀豊太郎
右之通御座候事、		御普請役
松平又市		梶川文吾
御用会所書物助外ニ讃岐守組同心見習		松平若狭守組与力
堀内粂太郎		平塚表次郎
長谷川従之助		長井筑前守元組与力
大東相模掾	」 (7ウ)	野村鉄三郎
今村加賀掾		瀧川讃岐守組与力

」 (8ウ)

」 (9才)

平棟梁

野宮中納言被示、修理職へ令下知候事、

同億	
年正	
月	
五	
H	

見かへし

坂本柳左衛門当地諸入用立会御用

遠山隠岐守

として致上京候、右者

出役不致積、 御所之御賄向惣御入用立会之儀者 尤御入用筋之儀ニ付而者

自然引合候儀茂可有之、且御普請

御修復之儀茂、時宜ニ寄場所見置

不申候而者、不都合之儀茂有之候節者

無出役と申談候儀茂可有之候間、

得其意其筋々江可被達置候、

右之通松平越中守申聞候ニ付、 此段申

上置候事、

正月

右一紙、 為心得飛鳥井被見、 写取返却了、

十九日

艮隅御築地、

明廿日ゟ取壊伺済之旨、

武家ゟ申越候間、 御庭御境堺板囲

円弁板囲非常口ゟ御場所等夜廻可仕

重二相成候二付而者、

同夜ゟ私共御遣水御庭

此段奉伺候、

正月十九日 修理職

但シ

内侍所御修復中御同様加勢之者

夜廻り為仕候積ニ御座候、

右宮内差出、 付于議奏新大納言之処、 何之通可為夜廻旨被

> 申渡、 即及下知候事

廿月

昨日窺済夜廻之事、 刻限伺出、 即其由広橋大納言へ申入候処

御内儀被伺戌刻二一反、子刻二一反、可令夜廻被申渡、宮内及下

知候事、

(9 ウ)

廿八日

艮隅御築地御取壊二付、 先日ゟ連夜々廻被

乍恐奉願上口上

仰付、則相勤罷在候処、 当時御勘定向種々

手込候仕立方二相成御座候処、此頃別而

(11才)

御錦台御建替幷聴雪御屋根御葺替

幷其外所々御修復二而御用繁二付、 加勢之

者江も助ケ為致居候次第二御座候処、連夜

両度夜廻り仕候而者、 彼是御用繁奔走、

身体難相続哉与心配仕候間、何卒一个度

者御使番二而相廻候様、 被仰付被下候ハヽ 難有

仕合奉存候、 此段伏而奉願上候、以上、

正月 修理職

(10才)

右職宮内差出候ニ付、 付于二位宰相中将置候事、

廿九日

昨日職願出夜廻之儀、 不無理筋相聞候間、 願之通戌刻職夜廻

子刻

(11ウ)

鳥飼之旨被申渡、 即職下河辺 へ申渡候、 鳥飼者議奏ヨリ可有

下知、 同卿被噂候事、

一月二日

御築地御普請者重モニ土仕事故埃り立、且是迄

御普請之節春之内ゟ笠相用候趣之書留茂相

見候ニ付、 諸職人・人足等笠御免御用掛之もの等

御普請場幷小屋場内とも笠相用候様仕度旨

(10ウ)

廿六日 八日 三月五日 四月廿二日 一、過日申付置候図写出来ニ付、 瀧川讃岐守申聞候付、 花御殿御模様替御治定、 昨日武伝依示参集之処、此度東宮御殿御新造ニ付、 有之、 修理職加扶持拝領願有之、 別紙両通被為見写取、 可 別紙野宮中納言被渡候、 職宮内・等へ令下知候事、 東宮御殿 '一覧、 願書写願書帳ニ有之、 拾帖御間 東八帖御間 右御絵、薄彩色之積り、 右御絵、砂子中彩色之積 奉行方二仰留置、 北側西側御襖 西側南側御襖 御袋棚御地袋御小襖追而手本裂ヲ以相伺候積り、 御違棚廻り張付 御床コ張付 猶又修理職江も委細可申渡被奉候、 二月 此段相伺候事、 令返却候事、 押紙、 义 今日武伝へ差出候処、 写取令返却候事、 願書昨冬差出候処、 泥引、 見かへし 紙野宮中納言被相渡之間、 職宮内差出、 松平若狭守 元紙令返却于野宮黄門候事、 其旨職三人江下知候、 落手之事、 少々都合之義 建絵図 写一枚 (13才) (12ウ) (12才) 二筋御廊下床上ケ・女中廊下取建之儀者、 栂材払底之儀者、 御構二越塀之儀者、 相分り兼可申候之間、 絵図面を以相伺候処、 東宮御殿御新造被仰出候付、 、南御縁座敷中仕切杉戸 右壱紙 北御縁座敷西仕切杉戸 御縁座敷内仕切遣戸裏張付 西御縁座敷北側仕切杉戸 中八帖御間 西拾弐帖御間 御次拾弐帖・六帖、 西八帖御間 東拾弐帖御間 右鳥之子紙白張之積、 仕切ニ御襖 右鳥之子紙白張之積、押紙、 右御絵、 右御絵、墨絵付立之積、 北側東御襖 東側北側西側御襖 東側南側御襖幷張付 東側南側西側御襖幷張付 押紙、 中彩色之積、 右御絵砂子中彩色、 過日伺済之通之次第二付、 外並之通、 御両卿方御答之趣、 建起図取組、 見返シ 拾帖、 松平若狭守 御間取其外仕様等、 押紙二、 栂材相用可申儀二候得共、 八帖三ま、 何れも御襖同様絵、 猶又相伺候旨、且右御殿 泥引薄彩色、 ・二帖共御間 絵図面ニ而者巨細 朱書掛紙三个所之内、 檜・椴材取交取 過日

(14大)

(13ウ)

(14ウ)

絵図面 建之積、 ニ相印付、 且亦御殿向始御張付・御襖等、 書付相添差越、 尤御絵様幷御絵師 花御殿二俲取調、 人体義 別 紙

合候段、 御所表御取極申上被仰出候積、 瀧川讃岐守申聞候ニ付、 相心得申候旨、 別紙絵図壱枚・書付壱通幷 夫々為手繰打

建起図等相添、 此段相伺候事、

四月

五月廿四

花御殿御模様替二付、 ニ付、 元来仮廊下之処、 目隠七間高サ是ニ而茂未前条素屋根掛、 殿北へ御新建素屋根高サ八間、 其間仮廊下出来也、 六个敷御場所ニ而、 准后江出御通廊下茂少々御模様被為替候」 下ハ修理職ニ而出来也、御代銀ハ従御普請方出、 付而ハ仮廊下取掛中、 目隠之工合甚不宜、 従足場ハ見越候得共、 仮廊右取掛ニ付而ハ今度花御 御内儀へ 従七間高クハ (15才)

難出来如何可仕哉、 其由篤与可被申上置之間、 職伺出伝奏へ示談候処、 七間之目隠取立ニ而可宜被示、 無是非儀、御内儀へハ 其旨及

下知候、 且囲方図一枚有之、 武伝へ差出置候事

六月廿八日

艮隅御普請二付高見隠取建、 別紙絵図面

之通、 来ル朔ゟ取掛り、 日数十五个日二而 出来仕

度旨、 右御用掛り申出候ニ付奉伺候

寅六月

修理職

艮隅御普請二付高見隠伺書一日ゟ取掛之義、 御内儀二 廿九日

御差支有之、 追而御沙汰可有之旨、三條前亜相被申渡侯

則職加勢中山申渡候事

七月十八日

過日武伝江差出候御普請高目隠囲方、 花御殿ゟ余り近く

相 成 御目障り相成候間、 相成候丈北江相寄可取建、 図面更ニ

> 引改、 以議卿可伺野宮中納言被申渡、 則主稅江示命候事、

廿三日

過日伺相成有之候艮隅御普請高見隱、 何日より取掛候哉御尋ニ付、 即職宮内へ下知、 図 面之通被仰出、 取掛日限相尋候処、 且

支不被為在者、従明日ニ而も取掛り度、 尤四・五日中出来之旨、 其旨加勢

前同卿被申

右京大夫へ申入相伺候処 従明日可取掛被仰出候旨:

渡宮內令下知候事、

廿六日

来月五日辰刻

木造始

同十一日已刻 除方吉祭

礎

(16ウ)

同十四日辰刻

同廿四日辰刻 立柱

断

同廿七日巳刻 上棟

右御治定之旨、 武伝飛鳥井中納言被申渡侯、 則一紙二認宮内へ

令下知候事

八月二日

御普請二付木造始已下被仰出候內、 幸徳井へ勘文被仰付、 地曳之義、 不被為在茂如何二付、 更

来ル五日辰刻 地曳

(15ウ)

右之通御治定之旨、武伝被申渡、 木造始式畢、 引続地曳之旨、 同

被示候、 職加勢坪田へ及下知候事、

(17才)

四 日

明五日木造始二付、 御造営掛御祝酒、 先例之通給候哉、 職宮内伺出 候

飛鳥井中納言江及訊問候処、 可賜之旨被答、 職申渡候事

明五日木造始二付、 抑留、 但何レ茂不請、奉行 図弐枚・式 一通・役付一 通 職宮内差出落手了、

明五日木造始二付、 御祝酒可賜之間 可参集飛鳥井中納言被申

渡候事、

(16才)

五. 目

東宮御殿木造始、無滞被為済候旨職届出、恐悦申上、奉行参集、 庭田殿不参、 冷泉殿通善等恐悦言上、 非蔵人表使如例了、 而 (17ウ)

同上ニ付御祝酒拝領、 赤飯・重台・肴等也、 不及御礼之沙汰、 但恐悦言

先例不分明、依之指貫着用之事、

上

七月

東宮御殿木造始、 過日被済候二付、御祝儀奉行一 同 へ賜之候

広橋大納言於役所被申渡、 即御目六被渡、

金弐百匹

右畏拝受、奉行第一為理ゟ御相奉行へハ御伝可申、 同卿被示、 則御

伝申畢、 之事の一つである。例をは、これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これでは、これでは、これでは、これでは、

御礼如例以非蔵人先議奏へ申、 依差図以表使申上、 右御礼

今日為理計、 跡御相奉行ハ御参御使ニ可被仰上申入候事、

(18才)

八日

一、来十四日礎、 同廿四日立柱、 右御当日奉行参仕、且恐悦申上候事哉、

飛鳥井中納言へ相尋候処、 両日共不及参仕·恐悦申上等、 御祝酒も無之

旨被答、 且来廿七日上棟ニハ奉行参集、 恐悦可申上、御祝酒も被

出候旨、 被申渡候事、

右条々御相奉行へ申入、

十四日

今日礎無御滞被為済候旨、 宮内届出承置、 武伝へハ別段届候旨ニ候

事

廿四日

(18ウ)

、今日立柱無御滞被為済候旨、 宮内届出、 承置候事、

来廿七日上棟被仰出候旨、 野宮中納言被申渡、当日参賀之事、

御祝酒可賜旨二候事

廿七目

今日上棟、 奉行参集

> 上棟無滞被為済候旨職届出、 承置之事、

議奏以表使等無異恐悦申上畢

御祝被出、 強飯、 白蒸、 一対、 一組重肴、

今日無滞被為済候御祝義方金三百疋各頂戴、 議奏表使等

御礼如例申上候事、

(19才)

上棟式一閉、 職昨日差出落手畢

九月八日

飛鳥井中納言為見被渡、

上段十帖 砂子中彩色、

御床御棚張付幷襖八枚·遣戸四枚共、

唐太宗弘文開館 画工土佐備前守

御袋棚小襖 絹張極彩色、

上四枚 或春天象、夏地儀、

下四枚 群亀みしらひ、 或和子供遊、飛鶴金泥引、 或春天象、夏地儀、

(19ウ)

画工同人

次八帖 薄彩色、

襖八枚・遣戸八枚共、

桜狩

画工円山応立

次八帖 薄彩色、

襖十二枚・遣戸四枚共、

山陰納涼

画 工 一鶴澤探真

次八帖 薄彩色、

襖十二枚・遣戸四枚共、『改襖八枚・遣戸八枚、 (○朱書)

『依混穢御断、中嶋有章』

画工中嶋華陽

(20才)

中彩色、

酈縣菊水

上十二帖

一枚・襖十二枚・遣戸四枚共、『改張付二枚、

群鹿 草木あしらひ、 画工国井応文

薄彩色、

襖八枚・遣戸十枚共、『落張付一枚、

雪中樹木

中彩色、

北杉戸

画工嶋田雅喬

裏 孫康

表

車胤

画工泉春園

中彩色、 (○朱書)

表 谷川虎或海棠雉 画工星野蝉水

裏 雪洞熊或紅葉鵲

右一紙之通御治定之旨、明後十日可令下知、且下絵伺

何分出来次第早々可伺、但当奉行へ各差出取束子、従当奉行武

伝へ可差出、 同卿被示候事、

但或ト有之候分ハ、本文ト両様下絵可伺旨、 同被示候事

十日

一、一昨日武伝被申渡侯御絵様幷画工等、 可相伺同令下知候事、 以一紙職宮内へ下知、 且御下絵早々

右申渡候画工之内、中嶋華陽混穢中之旨、 武伝申入候処、猶可被伺由二候事、 宮内申出候間、 其旨」 (21才)

十四日

、今度御間画工之内、中嶋華陽依混穢御断、右替中嶋有章へ 被仰付侯旨、 飛鳥井中納言被申渡、 以一紙宮内へ令下知

去八日被渡侯御絵様、 多少不足等有之候趣、 書 付 右ハ武伝ニ而被取調、画工之方へ可被申旨ト、 一紙襖数戸数張付等、 少々間違 三而

同卿被噂候事

前条ニ付而ハ杉戸今二枚可有之処、 絵様画工共其内可被為沙汰旨、 同卿被示同人被下知候事、 過日書付ニ落有之候趣 右ハ (21ウ)

十六日

東宮御殿

西杉戸中彩色、 二枚

絵

表 競馬

裏

炭竈

右之通被被仰付候旨、 飛鳥井中納言被申渡、 即以 一紙職

画工

(20ウ)

左衛門へ令下知候事、

十九日

(22才)

、過日被仰付候画工土佐以下九人請書、 職左衛門差出候間、 即

付于飛鳥井中納言置候事

十月十一日

花御殿付御湯殿 東宮御殿江御引建ニ付、来十二日ゟ

晴天五个日ニ而取解之上、 御普請

方江相渡申度奉伺候、

十月

修理職

右職宮內伺出候間、付于加勢日野大納言伺候処、 無御指支旨被申

、東宮御殿御遣水筋ニ付囲方、 以図職宮内伺出候間 飛鳥井黄門江

渡候、

即同人へ令下知候事、

(22ウ)

指出置候処、 自跡返答之旨、 被答候事

、小時被招、 水筋ニ付囲方伺之通宜旨、 同卿被申渡、 宮内へ令下知候事、

十七日

一、東宮御殿御上段以下御下絵各出来候, 職指出、 相奉行伝覧

相済、今日付于武伝両卿候事、

廿九日

有章・雅喬・蝉水等下絵書改出来、宮内差出候間、 何之通可然、 自余追而可有沙汰、 仍蝉水伺之通同人へ令下知候事が 付于野宮候処、

尋間	之哉、不都合之次第も無之哉、一応職江可承り被示候、職宮内尋間		候付、右取建中日数丈ケ、修理職三人江
	右、飛鳥井中納言被為見、別紙之通申来候口御差支之義無		御湯殿取解等、御手沙汰掛りニ而取計
	候哉、此段相伺候事、		下等取建幷新規御遣水筋付替・仮
	主膳正申聞候、右ニ而御差支も無御座		仰付、御庭境高見隠・板囲・仮御廊
J (25	土台ニ相用、渋墨塗ニ致度旨、大久保		今般御普請二付而者、御用掛被
	元御厩ニ有之不用相成候檜材を		哉与奉存候、乍去当節御用多之折柄、
	溝筋際ニ相成、湿気強く可有之ニ付、	」(24大)	無之儀旁願之趣者、不被及御沙汰方
	准后御殿御構境弐越塀者、御遣水		通勤主役御用掛り之もの共迚も、扶持
	此程伺相済候艮隅御取広御場所、		公武御差別者有之候得共、連日諸向ゟ
	松平若狭守		当分相止ミ候之旨、所司代ゟ達有之、尤
	被示、宮內江下知候事、		申上候通、武家普請懸り之もの共、扶持方も
	一、過日伺雅喬下絵伺之通、有章今一応可書改、飛鳥井中納言		相整筋二付、彼是勘考申之処、先日
	十一月一日		勤廉無之申立方不都合ニ而、迚茂難
	右、野宮中納言被相渡、即職申渉候事、		儀二有之、今度御普請二付而者、右体之
J (25	十月		無之、御扶持方金出格之訳を以被下候
	返進仕、此段相伺候事、		小屋場江も罷出候儀ニ付、先規見合茂
	計可申哉与奉存候、依之別紙願書	」(23ウ)	柄之儀ニ付、日々御場所見廻り者勿論、
	差出候ハヽ、御賄頭江為取調渡方為取		申合、格別心配御用向取扱、且御場所
	勤日数書付之儀者、修理職ゟ私共へ		以前ゟ修理職一同日勤武辺御用掛り
	右ニ而思召茂無御座候ハヽ、夫々被仰渡、尚		内侍所御仮殿御造立等之節、御取掛
	勤向之励ニ茂罷成可然哉と奉存候、		当四月中被成御達取調候処、昨年
	為加扶持御飯米之内ゟ被下置候ハヽ、以後		迄加扶持被下度旨、別紙修理職願書
	一个夜米壱升宛、下役江米五合宛、是又		修復之節振合を以、加勢幷下役加勢等
	連夜相廻り候もの人数限り、加勢上役江		内侍所御仮殿御造立幷御本殿御
J (24	板囲御内庭之方夜廻り相勤候ニ付、		御用掛被仰付候付、昨年
	正月以来修理職加勢下役等、御場所		此度御築地艮隅御取広其外御普請
	宛、為加扶持御飯米之内ゟ被下、且当	」(23大)	松平若狭守
	一个日米壱升宛、下役武人江一个日米五合		一、 見かへし

」(25才)

」(24ウ)

」(25ウ)

、過日被仰付候御襖已下絵皆出来ニ付、調進之□過日	_	十二月廿三日
四月九日	四四	右宮內伺出候間、付于飛鳥井中納言伺置候事、
右一紙、飛鳥井落手之事、	」 (27才)	御築地雨落溝等、仕埋二仕度奉存候、
野宮中納言殿		但し雌黄引元御遣水筋、墨引元
権中納言殿		ニも可相成儀与奉存候付、此段奉申上候、
為理		捌方宜敷、弐越塀御取建之御都合
三月 重胤		付替相成候様仕度、左候得者、自ラ水行
通善通善		差支可申、旁別紙絵図朱引之通
度候事、		溝筋之間狭少ニ而、弐越塀取建ニ而も
右之木品、何卒奉行已下へ拝領之儀、相願 」(28オ)		筋ニ相成候而者、溝幅狭く且御文庫与
取建中被用候仮廊下、当時撤却有之、		就而者、御在来雨落溝を此度御遣水
准后江御通廊下、昨年御模様替		准后御殿御構境弐越塀御取建二
之木材、奉行已下へ拝領願度、申立書武伝へ差出如左、	」(26ウ)	置候処、
一、准后へ御通廊下昨冬出来ニ付、御不用ニ相成候仮廊下撤却		何絵図面之通ニ而御差支無之旨申付
三月十七日	===	筋付ケ方之儀、先達而御普請掛りゟ
同三年	同。	一、 御築地艮隅御取広御場所御遣水
	(1661	出旨ニ而宮內持参、飛鳥井黄門へ入覧候処、被返候事、
一、主上御不予御大切ニ付、従今朝職人悉皆手引之事、		一、東宮御殿御絵下絵、伺之通被仰付、請書土佐以下九人指
廿八日	# #	十一日
一、二筋廊下出来、引渡相済候旨、主税届出候事、		□□有之候間、此返ニ而治定候事、
廿七日	#	右ハ段々付武士厚配、漸右ニ相成候儀ハ奉行にも□
但土乾候上御手沙汰ニ而白土ヲ掛様、是又申渡置候事、		右願書とハ少々違候間、押返し遣度事も候へとも、
処、不及其儀、職計ニ而宜旨ニ候事、	」(26才)	申入候事、
即職坪田へ令下知候、右引渡之節奉行参仕之儀相尋候		治定、今日宮内へ申渡、於奉行無存意此通之旨、武伝へ
仮引渡、武辺より申越候間、修理職へ可申渡、前同卿被噂候、		一、過日付武士見かへし・武伝被為見候職加扶持之事、弥右之通
其旨御内儀へ野宮被相伺候処、御指支不被為在旨ニ付、来廿六日		三日
出来候間、其侭ニ而仮引渡、御手沙汰御用ニ而白土掛候様願出候、		無御子細哉之旨ニ付、其趣同卿江申入置候事、
、御普請之内、二筋廊下年内中出来之筈候処、白土当年中不		之処、別段御不都合之義も無之、御内儀ニ御差支無之候得者、

冷泉殿江職主税同出候、野宮江御談之処、修理職方ニ御預り (28ウ)

可申置被示候由、 修理職部屋甚狭少心配之由申出候、 今日

野宮江示談、 各ハリヲ放箱申付納候上、 御文庫二先可納置

被示、 則其旨主税江令下知候事、

十日

、日之門通御普請場小屋幷会所等相残シ、不用之場所半北寄之由

竹矢来取払ニ相成候旨、野宮中納言被噂候間、 為心得職へ下知候事、」(29才)

(包紙) (○別ニ折紙一紙付属)

(本文)

御築地艮隅御取広·

花御殿御普請御用掛、 被

仰付冥加至極難有仕合奉存候、

就而者御厩御移替等ゟ引続

於私共茂無油断精々御用向達滞

取仕候様、 専一二相心得候者勿論ニ御座候

得共、 然処御常式御用茂誠以

多端之折柄、 都而御用向不都合

無御座候様与甚心配罷在候、且又此度

御普請之御儀者前之御造営之

御振合与茂違ヒ、格別之御場所

柄御殿近キ御儀ニ而是又甚心配仕候、

且又伏樋御遣水等茂御普請御場所

内江相掛り御座候ニ付、

花御殿其外一纆之御用柄二付、 恐多

> 御本殿御修復中、出格之御憐愍ヲ以私共始 内侍所御仮殿御造立幷 御願二御座候得共、当春以来

被為下置、冥加至極難有仕合奉存候、 加勢幷下役加勢等迄、夫々加扶持

何卒当度茂右類例ヲ以御用掛

被仰付候日限ゟ惣而御用済迄、 加扶持被為下置候様奉願度、 何卒

右願之通御聞済之程、 偏奉願

上候、以上、

丑十二月 修理職

民隅御築地 御取広幷花御殿御模様替御用掛雑記 翻刻 事宜頼入旨、

冗 例

- 書館所蔵、 本稿は 『艮隅御築地御取広幷花御殿御模様替御用掛雑記』(宮内公文 識別番号三四三三六、一冊) を翻刻するものである。
- 翻刻は通行の方針に倣う。
- 改行は底本のままとする。
- 文字は通行の字体に改め、 読点および並列点を加える。
- 改丁の箇所には 」を付し、 丁数を示す。

〔翻 刻

(外題)

『梅渓通善手記写』(〇朱書)

花御殿御模様替御用掛 雜記艮隅御築地御取広幷 推記

慶応元年

(本文)

通善

花御殿御模様替御用:艮隅御築地御取広幷 掛雑記

慶応元年

(1_オ)

十一月十九日

- 今般艮隅御築地御取広幷花御殿御模様替等
- 御普請御用掛修理職奉行三人被仰出ル旨、
- 三條大納言被申渡、 今日内侍所本殿御修覆
- 事、 可為昨日之分云々但今日御徳日之間、

来引渡ニ付、

奉行参集被申渡、

各御受申上候

右御用掛承、 尤武伝御用掛之旨二付向候所、

萬

申入了

修理職

(2 オ)

廿日

中川宮内

広瀬左衛門

下 .川辺主税

下役 惣一郎

右今度御用掛被仰出御礼万事宜頼度等、 以

手札奉行里亭江来候事、

卅 日

- 来月三日旦刻木造始被仰出ル旨、 為心得武
- 伝被示、 尤略式之儀、 奉行不及参仕之旨也

(2 ウ)

十二月二日

准后東之方御築地瓦取払ニ付、 図職伺出、 付于武伝伺之通被申渡、 目隠仕様、 職へ下知候 以絵

事、

飛鳥井中納言被示、 渡、 武辺往来之儀有之、 一覧可有之旨、 今度御用之儀、 借用書写之事、 一々被申兼候間、 如左、 過日以来聊 帳面被相

十一月十七日

見かへし

松平若狭守

(3才)

△以下

請ニ付、 禁裏御築地艮隅御取広其外仕越御普 御用掛被仰付候迄掛リ之者

名前

松平越中守与力

同	
人手代	

中井保三郎支配 人見為助

御扶持人棟梁 池上幸太郎

岡嶋日向掾

平棟梁

大東相模掾

今村加賀掾

堀内幸太郎 長谷川猶之助

外二讃岐守組同心見習

御用会所書物介 松本又市

御場所柄ニ付当分昼夜見廻リ 松平若狭守組与力

遠山隠岐守組与力 水野四郎右衛門

佐久間啓次郎

鈴木安太郎

若狭守組同心

森嶋栄三郎 西村吉次郎

(5才)

頭棟梁介

」 (5ウ)

45

瀧川讃岐守組与力 野村鉄三郎 竹内盛之進

長井筑前守組与力 三浦豨次郎

平塚表次郎

」 (3ウ)

松平若狭守与力

遠山隠岐守組与力 梶川文吾

御普請役 堀内兵蔵

越中守同心 上田恭造

荒堀豊太郎

吉田岩之助 [太] [太]

(4才)

平川鉄蔵 浅賀悌次郎

筑前守組同心 吉竹徳蔵

若狭守組同心 鈴木幸太郎

堤紋次郎

隠岐守組同心 中村広吉

本堀数馬元〆手代 林田式之助

」 (4ウ)

隠岐守組同心

山崎善吉	
遠山岡	

右之通ニ御座候事 (6 オ) 庭田中納言殿 冷泉中納言殿 隠岐守様

見かへし

十一月

松平一

用取扱之面々、平日上下等着用仕候而者、御 儀者、御殿内ニ拘リ候儀とも無之候間、右御 今般御築地御取広幷御厩引移替御普請之

一之儀ニ付、 御補地内ニ取掛候上ハ、御築地 場所見届方萬端不弁理之儀有之候、何分御用弁専

之面々白衣ニ而相勤候而も御差支無之哉 御取広幷御厩取解引建替之御場所々々掛

此段相伺候事

十一月

之旨、

瀧川讃岐守申聞候付、

否被仰聞候様

書面之通、 差支無之候事、

十八日

冷泉中納言

庭田中納言

梅溪宰相中将

艮隅御取広幷花御殿就御模様替御普請

十一月二十日 野宮中納言 御用掛被仰出候、

為御心得申入候、以上、

(7オ)

飛鳥井中納言

松平越中守殿

松平若狭守様 飛鳥井家雑堂

(6 ウ)

梅溪宰相中将

庭田中納言 冷泉中納言

艮隅御取広幷花御殿就御模様替御普請

候、以上、

松平越中守

飛鳥井中納言殿

野宮中納言殿

見かへし

禁裏御築地艮隅御取広其外御普請仕越取掛 ニ付而者、 右御取広地所幷有栖川宮へ被下

候二付、後院後江御引移相成候御厩、

且凝華

野宮家雑掌

梅溪宰相中将殿

」 (7ウ)

以手紙致啓上候、然者

用掛被仰出候、此段為御心得御達被申候 艮隅御取広幷花御殿就御模様替御普請御

松平越中守殿へも被相違候、 仍可申入旨、

両

卿御申付、如此候、以上、

十一月二十日

(8才)

十一月廿日

松平一

(8 ウ)

候様、 所之方者、 の江引渡、 江請取、 御場所道式之方者、修理職より越中守与力 を以、明後廿八日巳刻、前書御築地御取広之 分丈ケ為繰受取候様、其余御厩幷凝華洞内御 御取解引移不相済候二付、 地御取広之御場所、有栖川宮御住居建物等 洞内御土蔵御取建場所等引渡方之儀取計 土蔵御取建物所者、 松平越中守より相違候処、右之内御築 私共組与力立会、 修理職ゟ私共組与力江請取、御普 御厩幷凝華洞内御土蔵御取建場 請取方之儀、 先御構外諸式之 御普請取扱掛之も 類例之振合

十一月 付札、 無之宜被取計候事 書面之通ニ而御差支

(9 ウ)

差支之儀も無御座候哉否、

早々被仰聞候様仕

此段相伺候事、

小屋場地等之儀者、此程仮請取相済候儀ニ

改而請取渡し不仕様ニ御座候、

右二而御

右之外、

後院後木柵内地所ニ付、

同御門

請取扱掛之もの江引渡可申与奉存候、

将又

見かへし

松平一

手繰、 可被下候事 瀧川讃岐守申聞候ニ付、 遣 今度御取広御築地通り地形高低見積等為 時宜ニ寄御用取扱之面々も為入込申度旨、 有栖川宮御構内江折々棟梁職人共差 此段右宮へ御通置

> 十一月 付札、 書面之趣二相通候処、 知之趣二候事、 承

> > (10才)

者願之通承置候二付、木材至着日限前広二 取計旨、御通被成、松平越中守へ相達候処、 川郷中ゟ令献木運送之儀ニ付、差支無之様宜 今度禁裏艮隅御取広其外御普二付、十津 右

二付、 此段申上候事、

御達相成候様、

御両卿方へ可申上旨

申聞 候 (9才)

十一月 (10ウ)

艮隅御取広木作始日時

十二月二日 発巳時已

同 三日 甲午時已

同 八日 己亥時已

十一月廿八日 陰陽助保源

見かへし

松平若狭守

止候儀、 廿八日ゟ竹矢来ニ取掛候積、 通往来、 艮隅御築地御取広取掛リニ付而者、 竹矢来ニ而〆切侯儀、伺相済候通 瀧川讃岐守ゟ申聞候ニ付、 依之諸往来差 猿ヶ辻 向 日々へ御 今

(11才)

十一月

通置御座候様仕度、此段申上候事

松平一

申聞候二付、 名前書幷印鑑等被指出候様、瀧川讃岐守る 中間之分者鑑札二而通行可為致積、 通行之儀、 門ゟ往来可被致候而者差支候分、 家来等御建物不残被引払候迄者、 猿ヶ辻通往来竹矢来ニ而 御家来向者名前書兼而被差出置 其段右宮 へ御達奉被下候事 〆切後、 竹矢来中 是迄之通用 有栖川宮御 右ニ付

(11ウ)

十一月

之儀ニ付、 守丹羽左京大夫御警衛所、 御警衛兼勤被申付、 普請中猿ヶ辻御警衛中川修理大夫江同所 此度御築地艮隅御取広御普請二付、右御 心付候積相達間、 徳川元千代幷南部美濃 右御普請所最寄 此段為御心得申

王相祭・土王祭等日時

進候事、

十二月五日 丙申時已

同 八日 己亥時已

十一月三十日 陰陽助保源

御方角之事

常御殿夜御殿より

宮相属、 不宜、 艮宮隅御取広ケ相成候儀、子之宮ヨリ丑之 且来月二日ヨリ土用ニ付、 此節王相所在、明年二月五日二至而 土用中是又

(12ウ)

不宜候、

方忌御差支聊無御座候 王相祭・土用祭勤修被仰付候、 半 - 々御

十一月三十日 陰陽助ーー

奉願口上之覚

当時諸品高価之時節、 二而、 王相祭・土王祭之儀、都而除方忌祭同様之祭 先規御下行之儀多少御座候へ共、 甚以難渋仕居候ニ付、 何分

(13才)

何卒先規ニ不拘、白銀五枚ツヽ拝領可被

願之通可被下置候樣、 仰付候様奉願度、何卒御憐愍之御沙汰ヲ以、 伏而奉願候、 此段宜御

沙汰被下候様奉願候、 以上

十一月三十日 幸徳井陰陽助

(12才)

松平

御築地御取広其外御普請木造始略式日時

来月三日旦刻被仰出候处、 瀧川讃岐守儀

(13ウ)

相済候振合も有之、 就御用出難罷出、是迄差障等ニ而不罷出 殊略式之儀ニも御座候

間、 欠席仕候之積、右二而御差支無御座候哉

讃岐守ゟ申聞候ニ付、 否被仰聞候様仕度、

段相伺候事、

十一月 何之通ニ而、 御指支無之候事

当役両人被仰出候、 艮隅御取広幷花御殿就御模様替御用掛 為御心得申入候事

144x 中国關係村、厚勘介任係处、素々在采御築地 大都是一族的政治是一族的原名之,有相 大都是一族的政治是一族的原名之,有相 大都是一族的政治是一方的原名之,有相 大都是一族的政治是一方的原名之,有相 大都是一族的政治是一方的原名之,有相 大都是一族的政治是一方的原名之,有相 大都是一族的政治是一种的原数。 144x 中国院的政治是一种的原数。 144x 中国院的市政 大都是一族的原名之,有相 大都是一族的原名之,有相 大都是一族的政治是一种的原数。 144x 中国院的市政 大都是一族的原名之,有相 大都是一族的政治是一种的原数。 144x 中国院的市政 大都是在大都等地域人力有关。 144x 中国院的市政 大都是一族的原名之,有地 大都是在大都等地域的力可取計量,截岐守江 中国院的企为者之,有相。 144x 中国院的一种。 144x 中国院的一种。 144x 中国院的一种。 144x 中国院的一种。 144x 中国院的一种。 144x 中国院的中国院的一种。 144x 中国院的一种。 144x 中国的的一种。 144x 中国的的一种。 144x 中国的的种种。 144x 中国的的种种, 144x 中国的的种种, 144x 中国的的种种, 144x 中国的的种种, 144x 中国的种种,		11印		#相成候様、訳ニ而御談可申旨、
月 1(14才) 守中間候付、厚勘弁仕候処、素々在來御築地 1(14才) 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在來御築地 1(14才) 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在來御築地 1(14才) 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在來御築地 1(14才) 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在來御築地 1(14才) 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在來御築地 1(14才) 中間候付、原勘弁性候型、素々在來御築地 1(14才) 中間候項 1(14才) 中中間候項 1(14才) 中間候項 1(14寸) 神間中、原動・ 1(14寸) 中間候項 1(14寸) 中間で溶御手等放之儀与相心候等 1(14寸) 中間候項 1(14寸) 中間候項 1(14寸) 中間候項 1(14寸) 中間候項 1(14寸) 中間域の 1(14寸) 中間域の		皆新ニ而者、御成功緩急ニ拘り候之譯を以、		成候儀、何卒御用掛り之御方々ニ而も、御恕
月 (14才) 守中開候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 1、4才) 守中開候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 1、4才) 守中開候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 1、4才) 1、4才) 守中開候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 1、4才) 1、4寸) 1、4寸		二相心得、手組取計居候得共、何分御新築地		
月 1(14才) 守申開候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 1(14才) 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 1(14才) 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 1(14才) 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 1(14寸) 石飛鳥井中納言被見分書写了、 1(14寸) 石東海に 初家地御取広、聊御不 1(14寸) 日間子 本有域に た比 1(14寸) 日間子 本有域に 大比 1(14寸) 日間子 本有域に 大比 1(14寸) 日間子 本有域に 大比 1(14寸) 日間子 本有域に 大比 1(14寸) 日間子 本のは 中のに 本のは 本のは 本のは 中のに 本のは		地其侭ニ差置候之様、御両卿方御沙汰之趣		御国事多端莫太入費有之折柄候得者、前顕
月				
月 (14才) 守申聞候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 (14才) 中申 (14寸)		一、艮隅御築地御取広御普請之儀、御場所柄御		再応之談ニ者候得共、
1.447 1.447		七日	」(15才)	
月 14オ) 守申開候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 14オ)				而御用害ニ拘リ候程之儀無之哉ニ付、絵図
月 14才 14才 14寸		三日		
月 1.14才 守中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 1.14才 守中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 1.14才 守中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 1.14才 1.14				外側竹矢来・板囲・在来御築地、内
月 (14才) 守申聞候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 (14才) 守申聞候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 (14才) 守申聞候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 (14才) 守申聞候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 (14才) (14才) (14才) (14寸) (者右宮構練塀幷御門等ハ扉関貫〆り丈夫
月		段願書差出然処、未御築地御取広、漸取掛		新規御築地築足、
日不残不取払共不差支候付、別紙図面 □ (14才) □ (14才) □ (14才) □ (14才) □ (14寸)				
□、来和日已刻王相祭・土王祭御治定付而者仮家以来練塀者、今度御取広御築地修築二	」(16才)	一、今度御用、従初発悉皆相済候迄、先比		即日不残不取払共不差支候付、
月 1 (14才) 守申聞候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 1 (14寸) ・ 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 1 (14寸) ・ 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 1 (14寸) ・ 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 1 (14寸) ・ 中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 1 (14寸) ・ 中間候対、厚勘弁仕候処、素々在来御築地月 1 (14寸) ・ 中間候連、三重之御囲三罷成、聊御不 は、		入用、右取建候旨、宮内届出候事		川宮在来練塀者、今度御取広御築地修築ニ
「全事安慮任候旨、然ル処猶御場所取」」(14才) 守申聞候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 「主和安」と有之、新規御築地出来迄、出来御築地 「一者、御成功緩急ニ拘り候之訳等を 「一者、御成功緩急ニ拘り候之訳等を 「一者、御成功緩急ニ拘り候之訳等を 「一者、御成功緩急ニ拘り候之訳等を 「一者、御成功緩急ニ拘り候之訳等を 「一者、御成功緩急ニ拘り候之訳等を 「一者、御成功が緩急ニ拘り候之訳等を 「一者、御成功が緩急ニ拘り候之訳等を 「一者、御成功が緩急ニ拘り候之訳等を 「一者、御の神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神・大神		一、来五日 _{巳刻} 王相祭・土王祭御治定付而者仮家		扱之面々、実地経検速成手順調候得者、有栖
□廻ハ相済候趣相答候ニ付、御修築果		右飛鳥井中納言被見分書写了、	」(14ウ)	敢取茂宜聊安慮仕候旨、然ル処猶御場所取
14才)				リ御遣廻ハ相済候趣相答候ニ付、御修築果
一		十二月		以、在来者之内御遣廻し打合候之趣、屋根ノ廻
手組取計居候得共、何分御新築御築地 」(14才) 守申聞候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 月 一、新規御築地出来迄、出来御築地出来迄、出来御築地出来迄、出来御築地出来迄、出来御築地出来迄、出来御築地出来。 一、新規御築地出来。 一、大新築在来御築地取合之処、不目立様、一方中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 」 日も有之、新規御築地出来迄、出来御築地出来。 一、大新築在来御築地取合之処、不目立様、一方中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 」 日本有之、新規御築地出来。 一、大新築在来御築地取合之処、不目立様、一方中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 」 日本有之、新規御築地出来。 一、大新築在来御築地取合之処、不目立様、一方中間候付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地 」				
御両卿方御沙汰之趣ニ相 哉、尤新築在来御築地取合之処、不目立様 税平		御出来、此心を用御成功可取計旨、讃岐守江		手組取計居候得共、
出来御築				
御場所柄御		締之儀無之候付、何卒右ニ而御宥被下間敷		
松平一		讃岐守申聞候通、三重之御囲ニ罷成、聊御不		御場所柄
其侭差置、新築出来候様与之御儀者、一月 」(14才) 守申聞候付、厚勘弁仕候処、素々在来				松平一
一月 」 (14才) 守申聞候付、		新築出来候様与之御儀者、		
			」(14才)	十一月

右一紙、武伝被見且図同上写取返却候事、	『被計旨、讃岐守へ相 」(18オ) 右ニ而御差	哉、尤新築在来御築地取合之処、不目立様御 を相用候方、御締茂慥ニ可有之与奉存候間、	之儀無之候ニ付、何卒右ニ而御宥被下間敷	岐守申聞候通、三重之御囲ニ罷成、聊御不締	柄御守衛御薄故之儀与相心得候ニ付、前書讃	仮差置、新御築出来候様与之御儀者、御勘所 一個に対し、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	聞候ニ付、厚勘弁仕候処、素々在来御築地其 一、御築地御普請中、仮土塀取建之儀、打合相済	相成候様、訳ニて御談可申上旨、瀧川讃岐守申	卒御用掛リ之御方々ニ而茂、御恕察御勘弁 見かへし	夥敷人力冗費を省、萬端簡便 ¹¹ 相成候儀、何 十二日	莫太入費有之折柄"候得者、前顕差略ニ依、 」(17ウ) 右野宮中納言被相渡、書写返却、	御引移期節ニ茂相係り、右当節御国事多端というないでは、は中守ら中越候に付、此段申上候事、	候へ共、第一御築地御成功遅速ニ寄、花御殿	御築地取壊引建ニ者相成間敷哉、再度之談ニハ 右此度	候程之儀無之哉ニ付、絵図飛朱之分者、在来	合三重之御締ニ相成リ、敢而御用害ニ拘り	矢来・板囲・在来御築地、内側板囲共取斗候者、都	塀幷御門等扉関貫〆リ丈夫ニ付置、外側竹 大野安右衛門	付迄之処、新規御築地築足、其余者右宮構練	平御門横手右宮構取付迄幷猿ヶ辻同断取	不取払共不差支候間、別紙図朱引之通、朔 」 (17才) 一 一、 田中団三郎	塀者、今度御取広御築地修築二付、即日不残 松平越中守与力	経検速成手順取調候得者、有栖川宮在来練 松平若狭守	安慮仕リ旨、然処猶御場所取扱之面々実地	
尺 冯	締	候間	土塀	ハハ、	婦之	積、然	?合相済	٠,				一候 事、	申付					, ,							

	禁裏御築地艮隅御取広付功被仰付候之処	」(21才)	付、御普請小屋場等へも右膳召連罷出候様
」(22ウ)	松平若狭守		禁裏御築地艮隅御取広其外仕趣取掛候ニ
	見かへし		右
	廿七日		小堀右膳
	済旨、職広瀬届出候事、		小堀数馬倅
	一、大将軍幷金神等除方忌祭被仰出、只今相		松平若狭守
	廿日		見かへし
	奏被示、今日衣冠・直衣等、午刻過帰了		十二月
	為相済、今日衣体衣冠・狩衣可為勝手、過日伝		段申上候事、
」(22才)	奉行以下各出迎、中井保次郎誘引、所々見分	」(20ウ)	此段右御場所ニ昼夜見廻り申付候ニ付、此
	時両伝出会、同道向御場所、掛之面・付武家・町		御普請御場所、当分昼夜見廻り申付置候処、
	田依所労不参之旨、冷泉同伴向飛鳥井家、小		禁裏御築地艮隅御取広幷花御殿御模様替
	一、御築地縄張見分ニ付、冷泉家へ集会、然処庭		右
	十七日		山崎善助
	間、各参向治定之事、		隠岐守組同心
	但御用掛義一人ニ而者、御場所不覚悟之		鈴木安太郎
	下知候事、		若狭守組同心
	但飛鳥井家へ参集等、野黄門被示、宮内へ令		佐久間啓次郎
」(21ウ)	当奉行ニも申合、一人可見分、職へも可下知、		遠山隠岐守組与力
	明後十七日已刻為見分武伝両卿被向候間、	」(20才)	小野四郎右衛門
	一、御取広御地面、新規築建御築地形縄張出来ニ付、		松平若狭守組与力
	十五日		松平若狭守
	以上、武伝被見書被見、書写返却候事、		一、見かへし
	十二月		右一紙・図等、野宮中納言被見、書写返却候事、
	付、此段申上候事、		十二月
	心得可申旨、相達侯段、瀧川讃岐守申聞侯ニ		紙絵図面掛御目、此段相伺候之事
	仕度旨、松平越中守へ申聞候処、申出候通相		座候ハヽ、其趣有栖川宮へ御達置被下度、別

14
平
越
中
守
与
力

竹内盛之進

瀧川讃岐守与力 野村鉄三郎

長井筑前守

平塚表次郎

松平若狭守組与力

梶川文吾

荒堀豊太郎

御普請役

太田岩之助

筑前守元組同心

若狭守組同心

遠山隠岐守組同心

小堀数馬元〆手代

林田式之助

浅田次三郎

西村吉次郎

外二讃岐守組同心見習

御用会所書物助

松本又市

平棟梁 頭棟梁

大楽相模掾

長谷川猶之助 堀内粂太郎

岡嶋日向掾

池上幸太郎

(24才)

御扶持人棟梁

右之通御届候事、

十二月

」(24ウ)

見かへし

松平若狭守

(23才)

越中守同心

平川鉄蔵

吉竹徳蔵

鈴木幸太郎

中村広吉

同人手代

中村麦右衛門

中井保三郎支配

(23ウ)

仰付候処、更二御用掛り被仰付候、

禁裏御築地艮隅御取広、先御用取扱被

小堀数馬 瀧川讃岐守

松平若狭守

右同断二付、更二御用取扱被仰付、

(25才)

右之通、松平越中守相達候事、

右前同断二付、更二御用取扱被仰付、

御入用取調役渡辺啓之助

十二月

右一紙、

是二紙、野宮中納言被為見、写取返却候事、

	八日		右宮内差出、付于議奏被伺候処、尤可然、夜廻り
	一、申付図写出来之旨ニ而、宮内持参預置候事、		之者夜廻リ為仕候積ニ御座候、
	七日		但シ内侍所御修復中御門外加勢
	被為見直写、職宮内へ申付候事、		正月十九日 修理職
	一、花御殿御模様替御治定、図一紙野宮中納言		候、
	三月五日		囲非常口ゟ御詰所等、夜廻可仕哉、此段奉伺
」(28才)	旨、被示仍職内へ令下知候事、	」(26ウ)	候付而者、同夜ゟ私共御遣水御庭一円幷板
	飼可廻被仰出、尤鳥飼へ者議奏衆可有沙汰		家ゟ申越候間、御庭御境堺板囲一重ニ相成
	理筋ニ相聞候間、願之通職戌刻廻リ、子刻鳥		一、艮隅御築地明廿日ゟ取壊伺済之旨、付武
	一、昨日付于二位宰相中将重職願書之儀、不無		十九日
	廿九日		右一紙、為心得飛鳥井被見、写取返却了、
	右被出之間、付于二位中将伺置候事、		正月
	正月 修理職		候事、
	此段伏而奉願上候、以上、		右之通松平越中守申聞候ニ付、此段申上置
」(27ウ)	相廻候様、被仰付被下候ハヽ、難有仕合奉存候、		可有之候間、得其意其筋ニハ可被達置候、
	哉与心配仕候間、何卒一个度者御使番ニ而	」(26大)	都合之儀茂有之節者、罷出役々申談候儀茂
	廻り仕候而者、彼是御用繁奔走、身体難相障		復之儀茂、時宜ニ寄場所見置不申候而者、不
	助ケ為致居候次第二御座候処、連夜両度夜		而者、自然引合候儀茂有之、且御普請御修
	所々御修復ニ而御用繁ニ付、加勢之者仕ル		会之儀者出役不致積、尤御入用筋之義ニ付
	御錦台御建替幷聴雪御屋根御葺替並其外		致上京候、右者御所之御賄向惣御入用立
	手込候仕立方可相成御座候処、此比別而		坂本柳左衛門当地諸入用立会御用として
	仰付、則相勤罷在候処、当時御勘定向種々		松平若狭守
	一、艮隅御築地御取壊ニ付、先日ゟ連夜々廻被		一、見かへし
	乍恐奉願上口上		同二年正月十五日
」(27才)	廿八日	」(25ウ)	職へ令下知候事、
	知之旨被示聞、		所へ被引候旨、為心得野宮中納言被示、修理
	戌刻・子刻等両度可廻之旨、議奏被申渡、職へ下		一、凝花洞御厩御覧所艮隅御取広ケ之御場

15印	右御絵、砂子中彩色之積、	西側東側御襖	地模様、追而手本裂ヲ以相伺候積り、、	御袋棚御地袋御小襖押紙、御小襖大縁裂	御違棚廻り張付	御床コ張付	一、拾帖御間	一、東宮御殿	其分職へ申達了、如左、	理職為致一見自後彼卿『面職可及返却旨、	各一覧、猶明日可及返却申答、而於建図者修	被見、猶一図幷御建具等武辺書取、同被見之、	被招、東宮御殿御造立入込候御場所建図	一、午刻前参内、相揃之上届于野宮黄門、小時	廿六日	右加参返却了、	梅渓殿	庭田殿 定功	冷泉殿	四月廿五日	早々如此候也、	候間、乍御苦労明日午刻比御参可給候、仍	御安全恐賀候、抑一寸入御一見度物有之	一、従禁中文箱如左、	四月廿五日	一、過日被渡図、本紙返却于野宮中納言了、 」 (2:
							(29ウ)									(29大)										(28户)
仕様等、過日絵図面を以相伺候処、御両卿御	東宮御殿御新造被仰出候付、御間取其外	松平若狭守	見かへし	右壱紙、	右鳥之子紙白張之積、	間仕切二御襖	一、御次拾弐帖・六帖・拾帖・八帖三ま、・二帖共御	樣絵、	右鳥之子紙白張之積、押紙、何れも御襖同	一、御縁座敷内仕切遣戸裏張付	右御絵、中彩色之積、	一、西御縁座敷北側仕切杉戸	一、南御縁座敷中仕切杉戸	一、北御縁座敷西仕切杉戸	右御絵、墨絵付立之積、押紙三、泥引薄彩色、	北側東御襖	一、西八帖御間	東側北側西側御襖	一、中八帖御間	東側南側御襖幷張付	一、西拾弐帖御間	押紙、右御絵砂子中彩色、	東側南側西側御襖幷張付	一、東拾弐帖御間	右御絵、薄彩色之積り、	北側西側御襖 押紙、泥引、
				」(31才)										」(30ウ)										」(30才)		

の申入候也、というでは、一、従禁中文箱如左、と、三條前亜相被申渡、即職へ令下知候、大人のでは、一、従禁中文箱如左、とのでは、一、では、一、では、一、では、一、では、一、では、一、では、一、では、一	無御返候間、退出了、 無御返候間、退出了、 を理職がある。 のでは、一、民隅御・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	六月廿八日 六月廿八日	青 偰 材 払 ニ 一 倒
」(32ウ)		」(32才)	」(31ウ)
日中出来之旨、其旨加勢右京大夫へ申入相被為在候ハヽ、従明日ニ而も取掛度、尤四・五被仰出、且何日より取掛哉御尋ニ付、即一、過日伺相成候艮隅御普請高見隠、図面之通廿三日	庭田殿 梅渓殿 為理	一、従禁中文箱如左、	大月世九日 重胤 一、従禁中文箱如左、 過日武伝江差出候御普請高見隠囲方、花 過日武伝江差出候御普請高見隠囲方、花 の寄可取建、図面更ニ引改、以議卿可伺野 へ寄可取建、図面更ニ引改、以議卿可伺野 で中納言被申渡候、主税示命候、然処今 宮中納言被申渡候、主税示命候、然処今 宮中納言被申渡し、 本
」(34々)		(33ウ)	」(33才)

井中納言申渡候、仍申入候也、		同出候間、飛鳥井。
日上棟参集恐悦言上、御祝酒可賜之旨、飛鳥一「勇宮属硲立村等」当下孝行才及参覧「十七		一、明五日木造始ニ付、御造営掛御祝酒、先例之四日
	」(35ウ)	311 庭田殿 梅溪殿
庭田殿 梅渓殿		
八月七日		知候、仍申入候也、
給候、仍申入候也、		引続地曳之旨、同被示候、職カカ勢坪田へ及下
礼之儀者如例、御祝儀一両日之内御申上可		右之通御治定之旨、武伝被申渡、木造始式畢、
右第一へ束被相渡、拝受候、仍其他申入御		来ル五日辰刻地曳
金弐百疋宛		被仰付、
申渡候、御自之被渡、		之儀、不被為在茂如何ニ付、更幸徳井へ勘文
奉行一同へ賜之候旨、広橋大納言於役所被		御普請二付木造始已下被仰出候内、地曳
東宮御殿木造始、過日被為済候ニ付、御祝儀	」(35才)	一、従禁中文箱到来如左、
一、従禁中文箱如左、		八月二日
七日		庭田殿 梅渓殿
御礼、各指貫着用、		七月廿六日 為理
一、右二付御祝酒賜之、		候、別紙認宮内へ令下知候、仍申入候也、
行所参恐悦申上如例、庭田不参、		右御治定之旨、武伝飛鳥井中納言被申渡
一、東宮御殿木造始、無滞被為済候旨職届出、奉		同廿七日辰刻 上棟
五日		同廿四日辰刻 立柱
右条々相奉行へ申通了、		同十四日辰刻 礎
抑留、	」(34ウ)	同十一日已刻 除方吉祭
職宮内差出落手候事、但何へも不指出、奉行		来月五日辰刻 木造始 小屋場、
一、明五日木造始ニ付、図弐枚、二通、役付一通等、		一、従禁中文箱如左、
卿候事、		廿六日
一、同上ニ付、奉行江も可賜侯旨、明日可参集同		卿被申渡、宮内へ令下知候事、
問候処、可賜之旨被答、職へ申渡候事、		伺候処、従明日可為掛被仰出候旨、前同

九月八日	源中納言殿 源宰相中将殿	同月廿九日	右之通被触候、仍申入候、御廻覧可返給候也、	八月廿八日 」 (38ウ)	聞召候、御相奉行中へも可示聞候也、	艮隅御建広御普請御用掛依所労理被	野宮中納言	従冷泉廻状至来如左、	廿九日	了、	了、御祝酒拝領、白燕·台重·肴等也、未刻過退出	申上承置、此後奉行一統恐悦申上、議奏表使	内、午刻過無異被為済旨職三人届出、且恐悦 」(38才)	東宮殿上棟ニ付奉行参集、午前衣冠・差貫参	廿七日	冷泉殿 梅渓殿	八月廿四日 重胤	承候、仍申入候也、	今日立春宮殿立柱無異被為済候旨宮内届出、	従禁中文箱、	廿四日	八月十四日 為理 」(37ウ)	宮内届出承置候、為御心得申入候也、	仰	宮内届出承置候、為御心得申入候也、一、今日春宮殿礎無御滞被為済旨、為理参合、十四日	_
御袋棚小襖 絹張地極彩色、	絵 唐太宗弘文開館 画工土佐三河守	御床御棚張付幷襖八枚・遣戸四枚共、 」(40才)	上段十帖 砂子中彩色、	東宮御殿	右同卿ノ噂候也、	奉行伝奏へ可付事、	下絵各出来差出候ハヽ、取束子従当	何事、	此内或ハ申分ハ両様とも下絵可	各可差出事、	下絵一个日一度も早ク出来次第当奉行へ	時、	已下本文落シ侯、右一紙職へ下知之	庭田殿 梅渓殿	九月八日	候也、	宜積りなから一寸御見合偏ニ願入、仍申入	分武伝へ返し候間、可返給候、重々畏入候へ共、	御商量給候ハヽ、四折御落手置願入候、切紙之	下知願度候、別紙御覧二入候旁差上候、若若	候へ共、梅渓殿御当番候間、御参候ハヽ宜御	従奉行茂同日下知被頼度旨被示候、甚恐入 」 (39才)	被為候間、明後十日従武伝可被為下知之間、	被為候間、明後十日従武伝可被為下知之間、之通之旨、飛鳥井被見渡候、右ハ両下知可然	被為候間、明後十日従武伝可被為下知之間、之通之旨、飛鳥井被見渡候、右ハ両下知可然春宮御殿御襖已下御絵様御治定之分、別紙	· · · · ·

上 远 枚 匝 枚 或和子供遊、 被仰出候画工之内、 処、 何哉同人何出候、其旨飛鳥井黄門へ申入候 可相伺同下知候事、 猶被伺條被答了、 中島華陽混穢ニ付 如

絵

桜狩 薄彩色、 襖八枚・遣戸八枚共、 画工円山応立

画工同

人

次八帖 薄彩色、 襖十二枚・遣戸四枚共、

(40ウ)

次八帖 山陰納涼 薄彩色、 襖十二枚・遣戸四枚共、『_{遣戸八枚}、 (○朱書) で襖八枚、 画工鶴沢探真 __

画工中島華陽付、

酈縣菊水

『改張付二枚、』 中島有章へ被仰付、

上十二帖 中彩色、 張付一枚・襖十二枚・遣戸四枚共、

十二帖 薄彩色、 襖八枚・遣戸十枚共、『

絵

群鹿

草木あしらい、画工国井応文

雪中樹木 画工嶋田雅喬

北杉戸 中彩色、 『二枚、

表

車胤

裏

孫康

(41才)

画工泉春園

中彩色、 『二枚、

南杉戸

表 谷川虎 或海棠雉

裏 雪洞熊

或紅葉鵲

画工星野蝉水

東宮御殿御襖御絵様御治定之分画工被 仰出候間、 以 紙職宮內へ申渡、 且下絵早々

十日

従禁中封箱到来、

十四日

、東宮御殿御間絵之内、画工中島華陽依混穢 御断申上、 過日梅渓殿武伝へ御届有之候付

而ハ替、

同殿御絵被仰付候襖数戸数杉戸数張付 内へ令下知候事、 (一紙宮

右者被仰付候旨、飛鳥井被申渡、

以

中島有章

(42才)

等、 武伝画工へ被申渡候旨、 足等有之候ニ付、猶篤与被取調、跡之数ハ従 過日相渡候書付ニハ少シ間違多少又不 同卿被示候事、

之承知ニ候、然シ夫者職丈之事ニ候間、 宮内面会候処、右弥之数ハ委細ニ分リ有 従武伝被申渡候とも、又々奉行へ被示 何

十六日

候哉とも難計、

猶御心得置可給候

(42ウ)

、東宮御殿

西杉戸 中彩色、 二枚

絵

表

競馬

裏

炭竈

画工 吉村孝一

右被仰付候旨、 飛鳥井被申渡、 以 一紙職左衛門

令下知候事、

58

(41ウ)

持参可有之申達了、	帰宅、此後以書状右願書従職第一冷泉家へ	之間、於画工茂如先例可有書記可申渡治定	相心得申渡、尤奉行幷職等書記右都合可書記	書差出サセ、其上ニ而先例之通申渡候分可	示談、先例不覚之儀、奉行無念之間、其分歎願	一、行向冷泉家、黄門面会、画工内々申分委細 」(44オ)	十七日	鳥井へも内々申談置候事、	毒之至、猶相奉行示談、可取計旨申置、武伝・飛	間、至極尤、於奉行者不案內、先例相違之儀気	々職迄従土佐・鶴沢申出之旨、左衞門申聞之	右之通御造営御用被仰付、先例之旨也、内	申渡」段申渡事、	り可申渡、『尤武家玄関ニ而職立合、両家より	『利生』デナリ、『(つと書) 座、但御造営掛執次有之候者同列座、右両家よ 』(43ウ)	之画工も同召寄置、於絵師部屋当奉行職列	一、禁中江土佐・鶴沢奉行より以職召寄置、但他	事、	之所へ他之画工召出、雑掌御門々々申渡之	沢被召出、先雑掌右両家へ御問申渡、即両家列座	一、御造営御絵被仰出候、先例於武伝宅土佐・鶴	但被改候分以来書直之者也、	之通ニ而受書可差出申付置候事、	尋候処、其分ニ而可然与ニ候、仍同人へ下知、右	違之通改可下知同卿被示候間、付紙ニ而相 」(43オ)	一、同殿御襖・遣戸析数等過日被仰出候節、間
十月修理職	普請方江相渡申度奉伺候、	来ル十二日ゟ晴天五个日ニ而取解之上、御	一、花御殿付御湯殿、東宮御殿江御引建ニ付、	十一日	候也、	担子三有之候中之担子引出二入置 」(45ウ)	已下今日御返し候ハヽ、右下絵奉行	梅渓殿	庭田殿	十月三日為理	二而も早キ方と書改申付候事、	井へ示談、別段御覧ニ不入候得とも、一日	孝一競馬之絵甚以不宜候間、是ハ飛鳥	ハ各揃上可差出被示候事、	面会尋候処、未格別ニ御急ニ而無之、同ク	昨日主税持参候、仍入見参候、今日飛鳥井 」(45才)	山等、少々延日願之由、其外御下絵伺候旨、	一、東宮御殿御襖御杉戸等之画工土佐・鶴沢・円	一、従禁中文箱到来、	十月四日	左衛門持参、依之付飛鳥井了、	一、御絵御用被仰付画工各受書差出候旨、職	十九日	如示談相被達候旨、被示越了、 」 (44ウ)	一、従冷泉書状、昨日示談一件職願書持参候間、	十八日

十九日	武伝両卿伺置候事、	一、東宮御殿上段以下御下絵各出来候ニ付、付于	十七日	ハ、右下絵御抑留可給候也、	下絵武伝江御付之方御掌様候ハ	已下梅渓殿へ申入候、明後日御参番、御	梅渓殿	庭田殿	十月十五日 為理	先条々申入候也、	絵各揃候間、武伝へ御付之義、偏希入奉存候、	得共、明後日梅渓殿御当番御参候ハヽ、右下	日為理参仕候得共、之番ニ退出毎恐入候	一、土佐・吉村等御下絵差出候、仍入見参候、明	一、従禁中文箱到来、	十五日	令下知候事、	極可然旨持返預置、孝一分書改之事、宮內へ	都合、今一応可書改方歟、同卿ニも噂、自余至	飛鳥井へ入一覧候処、孝一競馬之図今少不	迄御猶予相願候間、願之通申渡候、差出候分	出候、然処土佐未出来之分、依所労来十四日	一、土佐・鶴沢・応立・孝一等御下絵伺候旨、宮内指	被申渡、同人へ下知候事、	同出候間、付于飛鳥井中納言伺候処、可為伺之通	一、東宮御殿御庭御遣水筋ニ付囲方、以図宮内
							(47大)										(46ウ)									」(46大)
節振合を以、加勢幷下役加勢等迄加扶持被	内侍所御仮殿御造立幷御本殿御修復之	被仰付候付、昨年	此度御築地艮隅御取広其外御普請御用掛	松平若狭守	見かへし	廿九日	知候事、	御場殿跡江取建候様可取調被示候、左衛門下	一、此迄宮御殿卜申八帖二間有之候、此度花御殿	其余各伺之通野宮被申渡、左衛門江下知候、	競馬不幷方御治定、	一、孝一	鶴亀御治定、	一、土佐	鬼熊之方御治定、熊ノ方洞工合可直候事、	一、星野	雪中樹木少々淋し、可改小鳥可入事、	一、嶋田	事、	菊余り野菊之様候間書改、人物ニ而も可入	一、中島有章	一、過日御絵各如伺之内、	旨申出候、番頭氏ゟ明日返却之事申付置候、	江可為見参左衛門江為見置候、明日返上之	一、東宮御殿金物類等此通りニ而宜哉、一応職	一、従禁中封箱到来、
							」(48ウ)									」(48才)										」(47ウ)

	土当年中出来兼候間、其侭ニ而仮引渡幷御		御座候ハヽ、夫々被仰渡、尚勤日数書付之儀
	一、御普請之内、二筋廊下年内出来之筈之処、白		二茂罷越可然哉与奉存候、右二而思召茂無
	言被招、御用掛被仰出旨被申渡、御受申上了、		御飯米之内ゟ被下置候ハヽ、以後勤向之励
	一、今日出仕ニ付参番候処、議奏加勢日野大納		个夜米壱升宛、下役江米五合宛、是亦為加扶持
」(51ウ)	廿三日	」(50才)	連夜相廻り候もの人数限り、加勢上役江一
	候処、小時被聞食旨也、		等、御場所板囲御内庭之方夜廻り相勤候付、
	一、依無服殤、御用掛以右少弁通房御理申入		之内ゟ被下、且当正月以来修理職加勢下役
	十二月廿二日		役弐人ツヽ一个日米五合宛、為加扶持御飯米
	言拝伺候事、		日数丈ケ、修理職三人江一个日米壱升宛、下
	右之通図相済、宮内伺出候間、付于飛鳥井中納		解等、御手沙汰掛りニ而取計候付、右取□中
	落溝等、仕埋ミ仕度奉存候、		等取建方、新規御遣水筋付替、仮御湯殿取
	但し雌黄引之御遣水筋、墨引元御築地雨		用掛被仰付、御庭境高見隠・板囲・仮御廊下
」(51才)	成与奉存候二付、此段奉申上候、		当節御用多之折柄、今般御普請ニ付而者、御
	捌方宜敷、弐越塀御取建之御都合ニも可相		願之趣者、不被及御沙汰方哉与奉存候、左者
	之通付替相成候様仕度、左候へ者、自ラ水行	」(49ウ)	主役御用掛り之もの共迚茂、扶持無之儀旁
	塀御取建ニ而も差支可申、旁別紙絵図朱引		公武御差別者有之候得共、連行諸向ゟ通勤
	溝幅狭く且御庫と溝筋之間狭少ニ而、弐越		当分相止ミ候旨、所司代ゟ達有之、尤
	在来雨落溝を此度御遣水筋ニ相成候而者、		日申上候通、武家普請還りのもの共、扶持方も
	准后御殿御構境弐越塀御取建二就而者、御		ニ而、迚茂難相整筋ニ付、彼是勘考中之処、先
	御差支無之旨申付候処、		請ニ付而者、右体之勤廉無之申立方不都合
	之儀者、追而御普請懸りゟ伺絵図面之通ニ而		全出格之訳を以被下候儀ニ有之、此度御普
	一、御築地艮隅御取広御場所御遣水筋付ケ方		も罷出候儀ニ付、先規見合茂無之、御扶持方
」(50ウ)	十一月十一日		儀ニ付、日々御場所見廻り者勿論、小屋場へ
	十月 松平若狭守		り申合、格別心配御用向取扱、且御場所柄之
	願書返進仕、此段相伺候事、	」(49才)	御取掛以前ゟ修理職一同日勤武伝御用掛
	取調渡方為取計可申哉与奉存候、依之別紙		取調候処、昨年内侍所御仮殿御造立之節、
	者、修理職ゟ私共江差出候ハヽ、御賄頭江為		下度旨、別紙修理職願書当四月中被成御達

候共、 **倅江御出入可申付置旨被仰聞候ニ付、** 勤来ル旧家ニ候得者、 御剣・御鞘・御太刀拵御用聞上田屋佐兵衛御用召『(!)』 (()*書) 処、尤ニ相聞候得共、 放之儀ニ付、 天保七年九月十四日『(二)』(○朱書) 冊ニ挿入シアリタルモノ也、 一、車寄御修復二付以諸大夫間車寄代、従今朝 右之通武伝野宮被申渡様奉行へ申遣了、 警固有之、 平唐門代板囲有之、 平唐門昼夜開有之二付、諸大夫間庭南之方二 寄代〆切迄詰、 間辺相詰居鶴間北廊下西、 間西北方障子開有之、 昇降鶴間西北角襖明ケ屏風仕切有之、諸大夫 儀職□ニ而冝旨ニ候事、 右引渡之節奉行参仕之儀相尋候処、 廿六日仮引渡之旨、従武辺申越侯間、 儀へ野宮被伺候処、 手沙汰二而白土掛候樣願出候間、 へ可申渡、 候事 御出入之廉御憐愍を以中絶ニ不相成様 以下、『(一)(二) 但来年土乾候ニ上白土掛候様、 当五月中委細御剣奉行衆江申上候 前同卿被噂侯、 上田屋儀者従来御出入御用 当時難渋御用不被仰付 車寄代〆切迄平唐門内ニ 御指支不被為在二付、 非蔵人端内々・外諸大夫 尤参宿相揃次第車 <u>=</u> 即職坪田へ令下知候、 (○欄外書入) (四) 』ハ各一通ヅヽノモノニテ本 其旨御内 猶厚勘考 是又申渡 不及其 修理職 来 _ (53才) (52ウ) (52才) 奉願候、 候也 仰付被下置候樣仕度奉存候、 御用之節取扱方私共両人江被仰付相勤来罷 今般』(○朱書) 来廿一 来十九日小御所· 『(四)』(〇朱書) 在候儀二御座候間、 処是迄取扱方之義御造営且御修復等外絵師 様致度存候事、 与存候、右者一体御出入之もの御取締ニも拘り 先年不埒之訳を以御用召放、 被仰聞候趣も難点止奉存候ニ付、此度佐兵衛儀 追て御沙汰候也 東宮御殿御絵御用被仰付難有奉存候、 延引相成候間、 候儀ニ付、小栗下総守江茂彼是及談判罷在、御答 入計り申付候儀者容易ニ取計兼候儀ニ候得共、 いたし候処、 之御憐愍を以倅江御出入計申付候様取計可申 日 以上、 「常御殿御煤払御延引日限、 九月 八月 十二月十七日 十二月十七日 右様難渋御用難相勤者江引続御出 此段御剣奉行衆江御申上有之候 御学問 何卒今度も同様取扱儀被 裏面ニ記入アリ 所等御取置御延 即日旧家之儀格別 右之趣宜御沙汰 鶴沢探真 土佐備前守 追て御沙汰 然ル 遠山隠岐守 松平若狭守 引日 江 限 (55才) (53ウ) (54ウ) (54才)